

第3章

国益と世界全体の 利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	182
第2節	日本の国際協力 (開発協力と地球規模課題への取組)	245
第3節	経済外交	273
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	298

第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本の周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展している。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっており、力による一方的な現状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、国際社会では、インド太平洋地域を中心に歴史的なパワーバランスの変化が生じる中、一部の国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せている。2月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生した。また、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られ、これにより、国連海洋法条約（UNCLOS）を始めとする国際法における日本の権利が不当に侵害される状況が生じている。

このような中、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラなどへの国境を越えたサイバー攻撃、偽情報の拡散等を通じた情報戦などが恒常的に生起し、有事と平時の境目がますます曖昧になってきている。また、安全保障の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっている。さらに、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こういった動きを踏まえ、様々な分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。

12月、日本は新たな「国家安全保障戦略」とともに、これを踏まえた「国家防衛戦略」及

び「防衛力整備計画」を決定した。「国家安全保障戦略」においては、安全保障に係る様々な施策（反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的な強化、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転三原則や運用指針などの見直しの検討、能動的サイバー防御の導入、海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、経済安全保障政策の促進など）が打ち出される中、安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の一つとして、まず外交力が掲げられた。今後、同戦略に基づき、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していく（183ページ 特集参照）。

(2) 「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とし、また、国際協調主義に基づき国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになった。例えば、米軍に対しては2017年から2021年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会

特集

新たな「国家安全保障戦略」などの策定

12月16日、国家安全保障会議及び閣議において、新たな「国家安全保障戦略」と共に、これを踏まえた「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」が決定されました。

2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがしています。そうした中で、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれています。国際社会は歴史の岐路に立っており、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することの重要性がより一層高まっている中で、今般の「国家安全保障戦略」は策定されました。

この戦略は、戦後の日本の安全保障政策を実践面から大きく転換するものです。この戦略においては、今後取り組む代表的な施策として、(1)「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」のビジョンの下での外交の展開、(2)反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的な強化、(3)防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、日本及び同志国の抑止力向上などを目的とする国際協力といった取組を政府横断的に推進する総合的な防衛体制の強化、(4)安全保障上意義が高い防衛装備移転などを円滑に行うための防衛装備移転三原則や運用指針などの見直しの検討、(5)能動的サイバー防御の導入とサイバー安全保障政策を一元的に総合調整する新組織の設置、(6)海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、(7)経済安全保障政策の促進などが掲げられました。

特に、同戦略は、日本の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の一つとして、最初に外交力を掲げています。日本の長年にわたる国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や経済活動の実績を糧に、大幅に強化される外交の実施体制の下、危機を未然に防ぎ、日本周辺国・地域との外交、領土問題を含む諸懸案の解決に向けた取組を強化し、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していきます。

具体的には、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全保障のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定の実現に不可欠な役割を果たすとの考えの下、日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済などのあらゆる分野において、多層的な取組を推進していきます。

また、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）などの取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進めていきます。そして、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国などへの外交的な関与を更に強化します。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していきます。FOIPというビジョンの下、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現する上で政府開発援助（ODA）は非常に重要な役割を果たします。このため、ODAを戦略的に活用しつつ、拡充していきます。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築して、それを拡大し、抑止力を強化します。そのために、日米韓、日米豪などの枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）などとの安全保障上の協力を強化していきます。

加えて、同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発などを目的としたODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対し、装備品・物資の提供やインフラの整備などを行う軍などが裨益者となる新たな協力の枠組みを設けます。

このような取組を進める上で、戦後の日本の平和国家としての在り方はいささかも変わりありません。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は変わりません。他国の犠牲の上ではなく、他の国と共に繁栄していきたいという日本の外交政策の在り方も不変であり、世界的に最も成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、国際社会が目指すべき範を示していきます。

に、計79回の警護を実施した。2021年11月には、共同訓練の機会に、オーストラリア軍に対して初めてとなる同様の警護も行われた。さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充された。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化している。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くため、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えである。

2 日米安全保障（安保）体制

（1）日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。同時に、これらの取組を進めつつ、普天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとする在日米軍再編についても、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

（2）日米安保各論

ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドライン

（3）領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

の下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。バイデン政権は発足直後から現在まで、日米同盟を重視する姿勢を鮮明にしている。

1月、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸信夫防衛大臣が、米国側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるのかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」へのコミットメントを確認し、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。さらに、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一



日米「2+2」(2023年1月、米国・ワシントンD.C.)



致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。

2023年1月には、日米両国の戦略文書発表後のタイミングを捉え、米国ワシントンD.C.で「2+2」が行われ、日本側からは、林外務大臣及び浜田靖一防衛大臣が、米国側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両国のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。また、大きく以下3点の成果があった。第一に、最大の戦略的挑戦である、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動や北朝鮮の前例のない数の弾道ミサイル発射、ロシアによるウクライナ侵略などの地域の戦略環境に関する認識について丁寧なすり合わせを行った。第二に、一層厳しさを増す安全保障環境における日米同盟の抑止力・対処力強化に向けた今後の取組を確認した。米国による日本を含むインド太平洋地域における戦力態勢を最適化するとの方策を歓迎し、在日米軍再編計画の再調整を含め、日本における米国の戦力態勢を一層最適化するための方策について緊密な

協議を継続することを決定した。また、拡大抑止¹を議題の一つとして閣僚レベルで時間を割いて突っ込んだ議論を行い、米国の核を含むあらゆる種類の能力に裏打ちされた、日本防衛に対する米国の力強いコミットメントを再確認した。さらに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、一定の場合には、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。第三に、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図ることの重要性について改めて確認し、林外務大臣から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米国側に改めて要請した。その上で、同月に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。また、両首脳は、日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎し、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。さらに、「2+2」でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。

また、2022年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。8月にケンドール米

1 ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること

国空軍長官、9月にバーガー米国海兵隊総司令官、フリン米国太平洋陸軍司令官、10月にアクイリノ米国インド太平洋軍司令官、12月にはジャーニー米国太平洋海兵隊司令官が相次いで訪日した。また4月、林外務大臣は、米国側からの招待を受け、エマニュエル駐日米国大使とともに米空母「エイブラハム・リンカーン」を視察した。加えて、6月には米国で、11月には東京で日米拡大抑止協議を実施した。本協議は2010年に設立され、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の中核にある拡大抑止を維持し、強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。本協議の一部として、協議参加者は、6月にはオハイオ級潜水艦「メリーランド」を、11月には日米共同統合演習「キーン・ソード23」を視察した。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るため、万全の態勢をとっている。また、極超音速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処を図るための取組も進めており、2023年1月の日米「2+2」においては、極超音速技術に対抗するための共同分析の進展を踏まえ、先進素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要素に関する共同研究を開始することや、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致した。

ウ サイバー

2023年1月の日米「2+2」では、更に高度化・常統化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ両国の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

エ 宇宙

2023年1月の日米「2+2」では、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。また、同月の日米首脳会談では、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致した。日米両国は、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、5月の日米首脳会談や2023年1月の日米「2+2」でもその重要性が確認されたように、日米両国は、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行っている。

(3) 在日米軍再編

政府は、上記のような取組を進めながら、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を

着実に進め、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2022年1月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。2023年1月の「2+2」では、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認した。また、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認し、2012年4月の日米「2+2」で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年まで

に第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認した。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。また、日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月の北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡し以降も、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて各種返還案件が進められ、2020年3月のキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部返還により、統合計画の中で「速やかに返還」とされている全ての区域の返還が実現した。また、2020年12月には普天間飛行場の佐真下ゲート付近の土地の返還が行われたほか、2021年5月には牧港補給地区

■ 米軍再編の全体像



※ 2012年4月の「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移転と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し

(国道58号線沿いの土地)のランドリー工場地区の返還が実現した。沖縄の本土復帰から50周年の節目となった2022年5月には、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意した。2023年度中の利用開始に向けて必要な準備を進めている。

(4)「**同盟強^{じん}靱化予算(在日米軍駐留経費負担)**」 (HNS)²

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定で定められた範囲内で、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担してきた。1月7日に署名、4月1日に発効した新たな特別協定においては、これらに加え、在日米軍の即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費を負担することとなった。日本政府は、日米地位協定及び新たな特別協定に基づき、2022年度から2026年度まで、在日米軍駐留経費(HNS)を負担することとなっている。

なお、新たな特別協定に関する協議において、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。

新たな特別協定の対象期間(2022年4月1日から2027年3月31日)における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となる。

(5) **在日米軍の駐留に関する諸問題**

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のため

には、在日米軍の活動に伴う周辺の住民への負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。日本政府は2015年の環境補足協定や、2017年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。例えば、9月に厚木飛行場で、大雨により有機フッ素化合物の一種であるPFOSなどを含む泡消火薬剤が放出され、当該薬剤を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、現場の確認などを実施した。また新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)などの感染症を含む保健・衛生上の課題については、1月28日、日米合同委員会の下に設置されていた検疫部会を改組し、これを格上げする形で、日米双方の保健当局も参加する「検疫・保健分科委員会」を新たに設立し、日米間で緊密に連携している。引き続き、感染防止対策の徹底及び地元の不安解消に向けて、日米間の連携をより一層強化していく。

沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States)プログラムについては、新型コロナの影響により、2021年度も3月に東京派遣プログラム³の形で実施した。また、2020年度から、米国防省教育部(DoDEA)と共催している、日米の中高生が文化・教育交流を行う「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」についても、2022年度には規模を拡大して実施している(189ページコラム参照)。

² HNS: Host Nation Support

³ 沖縄から参加者を東京に招へいし、日米関係に携わる実務者や国際社会で活躍する有識者などへの面会(オンライン含む。)及び各種視察を実施した。

コラム

日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年から米国防省教育部（DoDEA）との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを実施しています。このプログラムは、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成することを目的とするものです。

2022年は岩国飛行場（山口県）、キャンプ桑江（沖縄県）、佐世保海軍施設（長崎県）、三沢飛行場（青森県）及びキャンプ座間（神奈川県）で事業を実施しました。このコラムでは、沖縄県のキャンプ桑江で実施されたプログラムに参加した日米両生徒の感想を紹介します。

● レスター中学校 ユイナ・ポーブさん

今回このプログラムに参加することができ、嬉しく思います。参加学生間では、会話での意思疎通にはあまり苦労しなかったものの、今回のプログラムを通じて、言語だけが乗り越えなければいけない壁ではないことを実感しました。今回の経験を通じて、これまでに気が付かなかった小さな文化の違いを学ぶことができました。初めのうちはコミュニケーションの取り方がまるで壁を隔てたように感じましたが、同じグループの仲間たちと一緒に時間を過ごすうちに、私たちは友達になれるのだということに気が付きました。今回のプログラム自体は短い時間でしたが、今回得た経験は、これからもずっと私の物の見方に影響を与え続けると思います。

● 琉球大学教育学部附属中学校 知念杏幸さん

私は、10月1日、2日にこのプログラムに参加し、基地内のレスター中学校の生徒たちと交流をしました。交流会では、お互いの文化の特徴を知るために、日米の中学生を混ぜた四つのグループで、各国の特徴を演じたミニ劇やご当地キャラクター作りをしました。ミニ劇の中の一つに、日本のトイレに入ったとき、ボタンが沢山ありすぎてどれが流すボタンか分からなくて困ったという演技を見て驚きました。また校内見学では、図書室が私たちの学校の4倍くらいの大きさもあり、様々な形のリラックasできるソファが多くあったり、3Dプリンターで物創りができる部屋や演劇の部屋があったりなど、日本の学校とは大きく違うことを感じました。日本にもアメリカにもそれぞれに良いところが多くあると感じました。今回のことをきっかけに今後も日本とアメリカの生徒同士の交流を増やし、お互いの文化の良いところを取り入れて理解し合える交流会ができたらいいいと思いました。



学生と交流する吉川ゆうみ外務大臣政務官と松川正則
宜野湾市長（10月2日、沖縄県宜野湾市）



グループプレゼンテーションを行う学生たち
（10月2日、沖縄県宜野湾市）

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官始め軍人4人の常駐ポストが存在しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第

5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

2019年7月には、合同会議が日本政府と国連軍との間で開催され、朝鮮半島情勢について議論し、日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続に合意した。引き続き国連軍と緊密に連携していく。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。この地域に安全保障上の課題が多く存在する中で、同盟国・同志国などと連携していく必要があり、特に、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。また、日本自身の防衛力も抜本的に強化していく。同時に、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むことで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を続けている。

ASEANは、地政学的要衝に位置しており、日本にとって重要なシーレーンに面している。ASEANの安定と繁栄は、東アジア地域のみならず国際社会の安定と繁栄にとっても極めて重要である。4月、フィリピンとの外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を立ち上げ、第1回会合では、自衛隊とフィリピン国との訓練などの強化・円滑化のため、相互訪問や物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みの検討を開始することで一致した。また、5月にはタイと防衛装備品・技術移転協定に署名し、具体的な装備移転の実現に向けて両国間の協議を加速化し

ている。そして、6月にはシンガポールとの間で防衛装備品・技術移転協定の交渉開始で一致した。また、海洋における法の支配を確保するため、日本は、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上保安機関を対象として法執行能力向上のための支援を継続して実施している。5月には、日米の海上保安機関が連携して第三国の機関の訓練を実施する「サファイア」の第1回目の取組が、フィリピン沿岸警備隊を対象に行われた。

インドとは、3月の岸田総理大臣のインド訪問、5月の日米豪印首脳会合、9月の故安倍晋三国葬儀の機会に3度の首脳会談を行い、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更に発展させていくことを確認した。また、9月には第2回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、両国間の安保・防衛分野における協力の飛躍的拡大を確認した上で、今後も二国間・多国間の共同訓練を重層的に実施していくことなどで一致した。実務レベルでは、6月に第4回日インド・サイバー協議を開催し、両国のサイバー政策やサイバー分野での協力などについて意見交換を行った。

オーストラリアとは、1月に実施した日豪首



日豪「2+2」(12月9日、東京)

脳テレビ会談の際に、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の共同訓練や災害援助活動などの協力活動を円滑にする、日豪円滑化協定に署名した。10月には岸田総理大臣がパースを訪問し、首脳会談において両国の「特別な戦略的パートナーシップ」が新たな次元に入ったとの認識で一致し、また、新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に署名した。両首脳は、同宣言が日豪安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示す羅針盤であり、これに従い、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の協力も含め、安全保障・防衛協力を一層強化していくことで一致した。また、12月には第10回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を実施し、10月の首脳会談から時を置かずその成果を閣僚間でフォローアップした。4大臣は、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を踏まえて早急に実施すべき二国間協力を特定し、今後、安全保障面において、これらの日豪協力、日米豪協力などに向けた重層的な同志国連携を共に進めていくことを確認した。「瀬取り」⁴については、オーストラリア軍の艦艇が6月中旬及び10月下旬から、航空機が2月下旬に警戒監視活動を行った。

「グローバルな戦略的パートナー」である英国とは、自衛隊と英国軍との間の共同訓練や災害援助活動などの協力活動を円滑にする日英部

隊間協力円滑化協定について、5月に行われた日英首脳会談で大枠合意を確認した後、2023年1月には、日英首脳会談の機会に岸田総理大臣とスナク首相の間で署名を行い、安全保障・防衛協力を一層深化させることで一致した。2022年12月には、日本・英国・イタリア3か国による次期戦闘機（GCAP）の共同開発について決定・公表し、本協力が今後数十年にわたって世界の安全、安定、繁栄の礎となることを期待するとの認識で一致した。「瀬取り」については、英国軍の艦艇が1月中旬、2月上旬、2月下旬及び9月下旬に警戒監視活動を行った。

「特別なパートナー」であるフランスとも、1月に第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、インド太平洋での協力を一段と高いレベルに引き上げ、地域情勢や国際社会の諸課題への対応における連携を更に促進していくことで一致した。3月にはフリゲート「ヴァンデミエール」、10月には哨戒機「Falcon 2000」^{しゅう}が東シナ海を含む日本周辺海域に派遣され、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。2023年1月の日仏首脳会談では、両首脳は、両国のアセットの往来や日仏共同訓練など、実質的な協力が進展していることを歓迎し、両国の連携を深めていくことで一致した。

ドイツとは、9月にドイツ空軍総監及びドイツ空軍機が訪日し、国内初となる日独共同訓練を行ったほか、11月には日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を行い、経済安全保障を含む日独安全保障・防衛協力の深化に向けた具体的取組を推進していくことで一致した。

イタリアとは、5月の首脳会談において、海上自衛隊とイタリア海軍のアデン湾における共同訓練やイタリア空軍による航空自衛隊パイロットの育成など日伊安全保障協力の進展を歓迎したほか、イタリアがEUのインド太平洋戦略に基づいてインド太平洋に関する文書を策定

4 ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

したことを評価した。また、2023年1月の日伊首脳会談では、日伊関係を「戦略的パートナー」に格上げすることで一致したほか、外務・防衛当局間の協議を立ち上げ、安全保障分野での連携を更に推進することで一致した。

EUは、3月に今後10年間の戦略的指針である「戦略的コンパス」を発表し、日本を含む同志国及び戦略的パートナーとの更なるパートナーシップを推進していくことを明記した。5月の日・EU定期首脳協議では、インド太平洋における協力強化とともに、サイバーセキュリティ、偽情報への対応、海洋安全保障及び危機管理といった分野における実質的な協力の拡大を目指すことで一致した。NATOとは、日本の総理大臣による史上初めての出席となったNATO首脳会合に際して行われた6月の岸田総理大臣とストルテンベルグ事務総長との会談において、欧州とインド太平洋の安全保障は切り離せないとの認識の下、日・NATO間での協力をこれまで以上に深めていくことが重要であるとの認識で一致した。

カナダとは、10月の外相会談において、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表し、今後、両国が具体的に力強い協力・連携を更に進めていくことで一致した。同アクションプランには、カナダが2018年から積極的に取り組んでいる「瀬取り」など北朝鮮関連の国連安保理決議違反への対応などでの協力や、日加物品役務相互提供協定(ACSA)の最大限の活用、エネルギー安全保

障に関する協力などが盛り込まれている。3月には、第5回日加次官級「2+2」、12月には第12回日加外務・防衛当局間協議が開催された。カナダ軍との共同訓練については、2017年以降毎年実施している日加共同訓練「KAEDEx」を9月に実施したほか、複数の多国間共同訓練を実施した。「瀬取り」については、カナダ軍の艦艇が9月中旬から、航空機が4月下旬から約1か月間、及び10月上旬から約1か月間、警戒監視活動を行った。

中国との間には、独自の主張に基づく日本固有の領土である尖閣諸島^{せん}周辺海域での領海侵入、透明性を欠いた軍事力の急速な強化や日本周辺海空域における中国軍の活動の活発化など、様々な懸案が存在している。引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、懸案を一つ一つ解決し、また中国側の具体的行動を強く求めるなど冷静かつ毅然^きと対応していく。中国の軍事動向は日本にとって深刻な懸念事項であることから、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図り、また、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。2018年に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは、相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避を目的としており、11月の日中首脳会談において両首脳は、その下でのホットラインの早期運用開始で一致した。

韓国とは、北朝鮮の非核化に向け、日韓、日米韓で連携していくことが重要であるとの認識の下、日韓首脳会談(11月)、日韓首脳間の懇談(9月)、日韓首脳電話会談(10月)、日韓外相会談(2月、7月、8月、9月、11月)、日韓外相電話会談(2月、3月、5月、10月)、日米韓首脳会合(6月、11月)や日米韓外相会合(2月、7月、9月)などを行い、日韓・



ストルテンベルグNATO事務総長と会談する岸田総理大臣
(6月29日、スペイン・マドリッド 写真提供：内閣広報室)

日米韓で緊密に連携していくことを確認している。特に、3年ぶりに実施した日韓首脳会談では、両首脳間で、北朝鮮問題や自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて連携していくことを確認した。また、6月の日米韓防衛相会合を踏まえ、3か国による共同訓練など（8月、9月、10月）を実施し、地域の安全保障上の課題に対応するための更なる3か国協力を推進している。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、(1) 中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、(2) 関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び(3) 情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたインド太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組みである。また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも重要なフォーラムであり、8月には、29回目となるARF閣僚会合が開催され、新型コロナへの対応のほか、ウクライナ、台湾、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、ミャンマーなどの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行っ

た。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びICTセキュリティの全ての会期間会合(ISM)において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議(トラック1)のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み(トラック1.5)も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図り、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 経済安全保障

ア 経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、窃取され又は流出した先端的な民生技術が他国において軍事転用されるおそれ、外国政府の影響を受けたサプライヤーが情報通信など重要インフラ事業の安定的な運用を害するおそれ、重要な物資の他国依存に起因する供給途絶のおそれ、サプライチェーン上の優位性や自国マーケットの購買力を梃子^{てこ}として政治的目的を達しようとする経済的威圧を受けるおそれなどが生じている。

これらを含む経済的手段を通じた様々な脅威が生じていることを踏まえ、日本の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じ確保すること、すなわち経済安全保障の重要性が高まっている。5月には、サプライチェーンの強靱化^{じん}、基幹インフラの安全性・信頼性確保、先端的な重要技術についての官民技術協力、特許の非公開化の四つを柱とする経済安全保障推進法が成立するなど、日本でも取組が加速している。

イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、ほかの主要国でも近年急速に進展している。

米国は、これまでも2019年度国防授權法などに見られるように、技術の優位性の維持やサプライチェーンリスクへの対応の観点からの規制・振興措置を率先して導入・運用してきている。そうした中、2022年8月、米国内での半導体製造に関する投資に対して、企業に直接的な資金援助や税額控除を与えることを規定する「半導体及び科学（CHIPS プラス）法」を成立させた。10月には、国家安全保障戦略を発表し、競争上の優位性を維持・強化するため、重要分野への投資拡大や重要インフラ・サプライチェーンの安全性確保などを通じた産業・イノベーション基盤の強化に加え、サイバー空間での悪意ある活動に対する強靱性強化、知的財産窃取や強制技術移転を含め技術的優位性を毀損する試みへの対応強化などを続ける方針を掲げた。また、11月、米国連邦通信委員会は、安全保障上の脅威となり得る通信機器について、米国内への輸入や販売に関する認証を禁止する行政命令を発表した。

EUは、重要技術や重要物資などの供給途絶リスクへの強靱性を高めることを「戦略的自律性」という概念の下で推進している。欧州委員会は2月に「欧州半導体法案」を発表し、域内での最先端半導体の研究開発や、設計から生産までのサプライチェーン確立、2030年まで次世代半導体の域内生産の世界シェアを20%以上にすることを目標に定めた。また、9月には、「欧州重要原材料法案」策定を表明し、戦略的に重要な原材料の域内生産能力強化や戦略的備蓄などのため、新たに欧州主権基金を創設し、支援を強化する方針を示した。さらに同月、ロシアによるウクライナ侵略等に端を発するエネルギー危機などの教訓から、将来起こり得る同様の危機に備えて、戦略物資をEU単一市場内で確保し、それらの自由な移動を担保することを目的とした、「単一市場緊急措置規則案」を公表した。また、2023年1月、域外国政府の補助金を受けた企業のEU域内市場での活動につき、補助金による市場歪曲的な効果が疑われ

る場合には、欧州委員会が審査などを行うことを可能にする「外国補助金規則案」が発効した。なお、欧州委員会は2021年12月、EU加盟国に対する経済的威圧を行う第三国に対し、協議などによっても中止に至らない場合、最終的な手段として対抗措置を発動するための手続や基準などを規定する「反威圧措置（ACI）規則案」を発表し、現在審議が継続されている（2023年1月時点）。

オーストラリアは、これまでも、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示す「サイバー・重要技術国際関与戦略」の策定（2021年4月）、機微な国家安全保障に係る土地・事業への投資審査制度の厳格化（2021年1月）、安全保障上のゲームチェンジャー技術に2016年から10年間で約600億円投資を行う「次世代テクノロジー基金」の設置など、国家の強靱性の確保や、資産・インフラなどの防護を国益として位置付け、具体的な取組を進めてきている。また、2021年12月には、重要インフラ強靱化のため、重要インフラに当たる部門やその義務を拡大し、サイバーセキュリティ・インシデント（事案）が発生した際の政府支援・介入措置について定めた重要インフラ保安法の改正法が発効した。

カナダでは、10月、バッテリーや電気自動車、重要鉱物などのサプライチェーン強靱化に向けた取組の一環として、重要鉱物分野において外国国営企業による重要取引を原則不許可とする方針を示した。12月、所定の事業分野への投資実施に際して新たな申請要件を設けるなどの規定を含む投資法改正案が議会に上程された。

㊦ 経済安全保障の推進に向けた外交上の取組

経済安全保障の推進において、外交が果たす役割は大きい。日本は、同盟国・同志国との連携の更なる強化、現行のルールを踏まえた対応、新たな課題をめぐるルール形成などについて、国際社会と協力しながら、この分野での外

交を展開している。

同盟国・同志国との連携の更なる強化に関しては、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）や日米豪印の連携、G7などの多国間の枠組みを活用し、東南アジア諸国との連携を強化するなど、共通認識の醸成や政策協調などに向け、同志国との協力の拡大・深化を図ってきている。

現行のルールを踏まえた対応の検討については、他国による不公正な貿易政策や慣行に対し、WTO協定・EPA・投資関連協定等の現行のルールの整合性の観点などから、同志国と連携し、是正の働きかけを行ってきている。また、同志国の取組も参考にしつつ、経済安全保障上の措置と通商ルールとの関係についての情報収集・分析などを行い、自国の経済安全保障上の政策的ニーズが適切に満たされるよう努力してきている。

新しい課題をめぐるルール形成に関しては、データ分野、5G（第5世代移動通信システム）を含む重要・新興技術、経済的威圧など、既存の国際約束が十分に対応しきれておらず、更なる国際的ルールの形成が必要とされる分野においては、同志国と連携しつつ引き続き国際的な議論をリードしていく。

Ⅱ 同盟国・同志国との連携

とりわけ、同盟国・同志国との連携については、2022年には著しい進展が見られた。まず、米国との間では、7月の日米経済版「2+2」において、経済的威圧及び不公正・不透明な貸付慣行など、経済的影響力の行使による各国の主権と国際秩序への挑戦への対応について議論した。日本側からは、経済的威圧について、2023年のG7広島サミットに向けて議論を深めていくことを提起している。また、同会合ではオープンRAN⁵の5G国際市場におけるシェア増加や関連インフラの普及拡大などの分野で

の日米連携、同志国連携の推進で一致した。さらに、ルールに基づく多角的な自由貿易体制を基本とし、同志国とも協力してより強靱なサプライチェーンを構築する必要性について一致し、バッテリー・重要鉱物といった分野でのサプライチェーン強靱化に関する協力についても議論した。

また、5月に東京で開催された日米豪印首脳会合では、重要・新興技術分野において、5Gなどの相互運用性及び安全性の推進、半導体を含むサプライチェーンの日米豪印間の補完的な強みの活用、国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化部門などの国際標準化機関における協力強化、技術動向の調査における協力強化などについて、引き続き連携していくことで一致した。また、「重要技術サプライチェーンに関する原則の共通声明」を発表したほか、当局間で「5Gサプライヤー多様化及びオープンRANに関する新たな協力覚書」に署名した。

5月及び11月に開催されたG7外相会合、6月に開催されたG7サミットにおいても、経済安全保障における協力を確認してきている。特に、5月のG7外相会合の際には、G7外相コミュニケとしては初めて経済安全保障について明記した。また、エルマウ・サミットでは、G7首脳コミュニケとして初めて経済安全保障について明記し、経済的威圧への対応について協力を深めることを確認した。また、11月のG7外相声明では、G7及びその他の国々において、経済安全保障上の課題に関するものを含め、G7の連携及び協力を引き続き強化し、経済的威圧行為に立ち向かうことが確認された。

さらに、東南アジア諸国との関係では、3月の日・カンボジア首脳共同声明で、両首脳が経済的威圧に対する懸念を表明した上で、経済的威圧などの新たな課題に対抗するため、国際経済秩序を強化することの重要性を強調した。さらに同会合では、安全で、開放的で、透明性の

⁵ 複数のベンダーを組み合わせるオープンな形で構築することが可能な無線アクセスネットワークのこと。サプライチェーンリスクの回避にもつながられるメリットがある。

ある5G及びビヨンド5G（いわゆる6G）通信網の展開を進めることの重要性、及び、5Gを含む情報通信インフラの長期的な安全性、信頼性、強靱性を確保するために、開放性や多様性の原則の重要性を確認した。また、4月の日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（「2+2」）共同声明においても、政治的目的を達成するための経済的威圧に対する懸念と強い反対を表明し、国際法に基づく経済秩序の重要性、経済的威圧に対処するための緊密な連携の重要性を強調した。

才 経済的威圧への対応

また、上記ウに述べた新たな課題の中でも、グローバリゼーションの進展を背景として、国家間の経済的相互依存関係が深化する中、特定の国との経済的結び付きを利用して政治的目的を達成するために、濫用的、恣意的若しくは不透明な形で措置を講じ、又はそのように措置を講じると脅したりする経済的威圧がとりわけ問題となっている。このような経済的威圧は、自由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦するものである。

12月に日本政府が新たに策定した新たな「国家安全保障戦略」でも、経済的威圧について同盟国・同志国などとの連携を図りつつ、効果的な取組を進めていく方針が示された。既存の国際約束が十分に対応しきれていない分野の一つとして、同盟国・同志国と連携しつつ、戦略的に国際世論を喚起しながら、国際社会としての共通認識を醸成していくことが重要である。

力 外務省の役割

グローバルな安全保障環境の変化により、安全保障の観点も踏まえながら、ルールに基づく国際経済秩序の維持・強化を図っていく必要性が増大している。外務省は、安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する省庁であり、引

き続き経済安全保障に関する外交上の取組を牽引し、ひいては国際秩序の維持・強化に積極的に取り組んでいく。

(3) サイバー

今日、国境を越えるサイバー空間は、世界各国のあらゆる活動に不可欠な社会基盤となり、全国民が参画する「公共空間」としてその重要性及び公共性がますます高まっているが、一方で、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。そして、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が、今後更に洗練された形で実施される可能性が高い。

外務省は、このような認識の下、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、「法の支配の推進」、「サイバー攻撃抑止のための取組」、「信頼醸成措置の推進」、「能力構築支援」といった外交的取組を推進している。

法の支配の推進のための取組として、サイバー空間においても法の支配を確立することは国家間の関係を安定させる上で重要である。日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、2021年から2025年までを会期とする国連全加盟国が参加するオープン・エンド作業部会（OEWG）において積極的に議論に参加している。

サイバー攻撃抑止のための取組として、各国がサイバー攻撃主体に対する非難や懸念を公に表明する「パブリック・アトリビューション」を行ってきている。日本は、2017年にはワナ

クライ事案⁶の背後における北朝鮮の関与について、2018年には中国を拠点とするAPT10といわれるグループが長期にわたる攻撃を行ったことについて、2021年7月には中国政府を背景に持つAPT40や中国人民解放軍61419部隊を背景に持つTickというサイバー攻撃グループが関与した可能性が高いサイバー攻撃について、外務報道官談話を発出し、同盟国・同志国と連携し、これらの行動を断固非難した。また、上述した法の支配の推進はサイバー攻撃抑止の上でも重要である。国際場裡における議論などを通じ、サイバー攻撃が国家に帰属しない場合でも、サイバー攻撃が自国の領域から行われた場合には、一定の条件下で国家責任が認められるような国際社会のルール形成及び運用を目指す必要がある。

信頼醸成措置の推進として、サイバー空間の匿名性・隠密性の高さに起因する意図しない国家間の緊張の高まりや事態の悪化を防ぐには、国家間の相互理解の深化と信頼醸成が必要であることを踏まえ、これまで14の国・地域とサイバー協議などを行っており、2022年6月にはインド、同年7月にはフランスと協議を行った。また、地域的な取組も重視しており、例えば、ASEAN、米国、EUなどが参加するASEAN地域フォーラム（ARF）では、今後取り組むべき信頼醸成措置などについて議論を行っている。

能力構築支援に関しては、サイバー空間のボーダーレスな性質に鑑みれば、他国及び地域能力を向上させることが世界全体の安全を守ることにつながるとの考えから、インド太平洋地域の中核となるASEANを中心に、外務省を含む関係省庁が能力構築支援や国際機関を通じた取組を行っている。具体的には、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）への日・ASEAN統合基金（JAIF）による拠出、無償資金協力によるサイバーセキュリティ関連機材の供与、JICA課題別研

修・国別研修の実施や、世界銀行による「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出などが挙げられる。5月に開催した日米豪印首脳会合では「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ」を立ち上げ、インド太平洋地域において能力構築支援を始めとした具体的な取組を進めていくことを確認した。

12月、日本は新たな「国家安全保障戦略」を発表し、その中で、サイバー空間の安全かつ安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全などを確保するために、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとし、能動的サイバー防御の導入とサイバー安全保障政策を一元的に総合調整する新組織の設置を掲げた。また、同戦略では、経済安全保障、安全保障関連の技術力の向上など、サイバー安全保障の強化に資する他の政策との連携強化、さらに、同盟国・同志国などと連携した形での情報収集・分析の強化、攻撃者の特定とその公表、国際的な枠組み・ルールの形成などのために引き続き取り組むこととしている。

同戦略を踏まえつつ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

（4）海洋

日本は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域（EEZ）と長い海岸線に恵まれ、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は、海上交通の安全確保や海洋安全保障協力の取組を推進してきている。こうした取組は、日本の経済的存立の基盤となる海洋権益を確保していくためにも重要である。

6 北朝鮮の関与があったとされる悪意のあるプログラム。2017年5月に150か国以上で30万台以上のコンピュータが感染し、身代金が要求された。

特に、日本は、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序を強化することにより、地域に安定と繁栄をもたらすべく、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を進めている。

ア 海洋の秩序

（ア）基本的な考え方

海洋をめぐるのは、海洋権益の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。安倍総理大臣は、2014年の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）において、「海における法の支配の三原則」（234ページ6（2）参照）を徹底していく必要があるとの認識を表明した。

日本は、G7や東アジア首脳会議（EAS）及びASEAN地域フォーラム（ARF）を含むASEAN関連の枠組み⁷などにおいて、法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の重要性、海洋安全保障に関する日本の考え方、国際的な協力の重要性などについて積極的に発信している。2021年10月に行われたEASにおいて、岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値や原則を掲げる「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を高く評価していると述べ、FOIPと本質的原則を共有するAOIPへの全面的な支持を改めて強調し、各国にも支持を呼びかけた。また、2022年11月に行われた日・ASEAN首脳会議で岸田総理大臣は、日本とASEANが2020年にAOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声明を採択して以降、海洋協力を含むAOIPの四つの重点分野⁸においてAOIPの諸原則に資する具体的協力を着実に進めていることを紹介した。

（イ）国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた知的発信に積極的に貢献している（234ページ 6（2）参照）。

（ウ）日本の海洋主権に対する挑戦（東シナ海をめぐる情勢）（47ページ第2章第2節2（1）イ（エ）参照）

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域において、中国海警船舶による領海侵入事案が2022年も相次いでおり、接続水域内の航行は、過去最多の336日を更新した。さらに、中国海警船舶が領海に侵入し、日本漁船に近づこうとする事案も繰り返し発生しており、また12月には領海侵入時間が過去最長の72時間45分となる事案が発生するなど、情勢は厳しさを増している。また、中国軍艦艇・航空機による活動も拡大・活発化している。さらに、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において中国による日本の同意を得ない調査活動も確認されている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、主張すべきは主張しつつ、引き続き、冷静かつ毅然と対応していく。同時に、東シナ海の平和と安定のため、

⁷ ASEAN10か国に加え、様々な国・地域・機関が参加する地域協力枠組み。EASやARFのほかに、ASEAN+3（日中韓）、アジア欧州会合（ASEM）などが挙げられる。

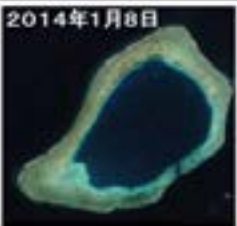
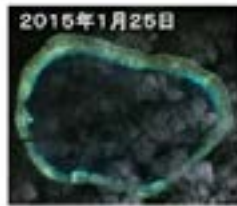
⁸ 海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済等の4分野

■ 沖縄県石垣市魚釣島



写真：内閣官房領土・主権対策企画調整室

■ 中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築

	埋立て以前	2015年(埋立て後)	2020年
ファイアリー クロス礁	2014年8月14日 	2015年9月3日 	2020年3月27日 
スビ礁	2014年1月8日 	2015年9月3日 	2020年3月27日 
ミスチーフ礁	2015年1月26日 	2015年9月8日 	2020年4月23日 

出典：CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

(工) 地域の海洋秩序に対する挑戦（南シナ海をめぐる問題）（88ページ第2章第2節7（2）参照）

南シナ海では、中国は、係争地形の一層の軍事化など、法の支配や開放性とは逆行する一方的な現状変更やその既成事実化の試み、地域の緊張を高める行動を継続・強化しており、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。日本は、力や威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対するとともに、南シナ海における法の支配の貫徹を支持し、航行及び上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視してきている。また、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であり、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダーである日本にとっても、重要な関心事項である。法の支配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」⁹作戦を支持する立場をとっている。

イ 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊対策

国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）によれば、東南アジア海域における海賊などの

事案の発生件数は、2020年は62件、2021年は56件、2022年は58件となっている。

日本は、アジアの海賊などの事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、シンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じて、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊などの事案に関する情報共有及び協力を進めており、日本はこれまで事務局長（2022年3月退任）や事務局長補の派遣及び財政的貢献によりReCAAP-ISCの活動を支援してきている。加えて、日本は、アジアにおける海上法執行能力や監視能力の向上を支援する取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

IMBによれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の2011年（237件）以降、減少傾向にあり、2019年及び2020年には0件、2021年には1件（未遂）、2022年には0件と低い水準で推移している。各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、この海域では、依然として海賊行為を行う意図と能力を維持する主体が存在している状況である。

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）及びP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施している。また、日本は、この海域の海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

⁹ 米国政府は、「航行の自由」作戦は航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明している。「航行の自由」作戦の一例として、2021年9月8日、米海軍のミサイル駆逐艦「ベンフォールド」が南沙（スプラトリー）諸島の周辺を航行した。

日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基金にこれまで1,553万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチ地域訓練センター（DRTC）¹⁰の建設を支援した。海賊訴追能力向上支援のための国際信託基金には450万米ドルを拠出し、ソマリアやその周辺国を支援している。また、ジブチ沿岸警備隊に対しては、2015年に巡視艇2隻を供与し、2021年には巡視艇2隻の建造と浮桟橋の整備に関する支援を決定したほか、派遣海賊対処行動水上部隊との共同訓練やJICAの技術協力を通じて海上保安能力向上のための支援を継続的に実施している。さらに、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎的社会サービス回復支援、警察支援などによる治安維持能力の向上、職業訓練による国内産業の活性化の支援のため、総額5億米ドル強を拠出している。

（ウ）ギニア湾における海賊対策

IMBによれば、ギニア湾における海賊・武装強盗事案の発生件数は、2019年は64件、2020年は84件と近年高い水準で推移していたが、2021年は35件、2022年は19件と減少した。これに加え、近年、事案が発生する海域が西部アフリカ沿岸から中部アフリカ沿岸へと変化しつつある。引き続き沿岸国の海上法執行能力の強化が課題とされるが、財政上の制約から実施は限定的となっている。日本は、国連開発計画（UNDP）やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、ギニア湾における海上犯罪対策の協力調整メカニズムである「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」¹¹の会合への参加を通じ、国際社会における議論に関与してきている。

ウ 海洋安全保障に関する協力

（ア）能力構築支援

日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁などが連携し、海洋安全保障に関する各国の能力構築のために切れ目のない支援を行っている。

外務省は、二国間のODAを活用した巡視船などの機材の供与、人材育成を通じ、開発途上国の法執行機関などの能力構築支援を行っている。また、近年一層増加傾向にある多様な海上犯罪に対処するため、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）のグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）が実施する海上法執行能力強化プロジェクトを支援してきており、海上保安庁とも連携しつつ、対象国の海上犯罪対策に係る訓練コースの開発や、同訓練・ワークショップの実施を行っている。

防衛省・自衛隊では、これまでにミャンマー¹²、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びブルネイに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援を実施し、これにより、日本と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

海上保安庁では、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力構築支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力構築支援専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチームを各国の海上保安機関に派遣しているほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招へいし、研修を実施している。また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う「海上保安政策プログラム」を開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、高度な実務的・応用的知識、国際法・国際関係についての知識・事例研究、分析・提案能力、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成し

10 DRTC：Djibouti Regional Training Centre

11 G7+プラス+プラスギニア湾フレンズ・グループ：G7に加え、非G7諸国（+）、さらに国際機関（+）などが参加

12 現在は支援停止中（2022年12月時点）

ている。

こうした能力構築支援を実施するに当たっては、米国、オーストラリア、インド、英国、フランスを始めとする同志国とも緊密に連携を行っている。

(イ) 海洋状況把握

海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握することは、「自由で開かれ安定した海洋」の実現のために不可欠である。日本は、こうした海洋状況把握（MDA）の取組において、日米豪印での協力を含め同志国などとの国際的な連携を重視してきている。

近年、インド太平洋地域では、航行の安全に関わる事象や船舶情報などの海洋に関連する情報を集約・分析・共有するための情報共有センターの設置が進んでいる。日本は、シンガポールに所在するReCAAP-ISCに事務局長（2022年3月退任）及び事務局長補を派遣してきているほか、シンガポール海軍が設置した情報融合センター（IFC）やインド海軍が設置したインド洋地域情報融合センター（IFC-IOR）に連絡官を派遣している。なお、日印間では、2018年10月の日印首脳会談の際に署名された海軍種間実施取決めにに基づき、当局間で情報交換が行われている。

また、日本は、ARF海洋安全保障会期間会合の公式行事として、過去2回「MDAの国際連携に関するARFワークショップ」を開催した。

(5) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、また、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突などによりスペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙状況把握（SSA）や宇宙システムの機能保証の

強化などに取り組んでおり、また、国際的なルール作りや国際宇宙協力を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

国際社会では、宇宙活動に関する国際的なルール作りが様々な形で活発に議論されており、日本も宇宙空間における法の支配の実現に向け積極的に関与している。

民生宇宙活動に関する国際的なルール作りに関しては、国連総会の下に設置された常設委員会である国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)が重要な役割を果たしている。

COPUOSには、包括的な議論を行う本委員会以外に、宇宙活動に係る諸問題について科学技術的側面から検討を行う科学技術小委員会と宇宙活動により生ずる法律問題を議論する法律小委員会が設けられている。

2月に開催された科学技術小委員会においては、スペースデブリやリモートセンシングなどの個別のテーマに加え、宇宙活動の長期持続可能性についても活発な議論が行われた。

3月から4月に開催された法律小委員会においては、宇宙空間の定義や静止軌道への衡平なアクセスに関する問題に加え、近年関心が高まっている宇宙交通管理（STM）や宇宙資源に関する議論が行われた。特に、宇宙資源については、2021年、法律小委員会（議長：青木節子慶應義塾大学大学院教授）の下に新たに設置された宇宙資源に関するワーキンググループにおいて、宇宙資源をめぐる国際的なルールの在り方について、集中的な議論が行われた。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）については、日本や英国などが共同で提案し、「宇宙空間における責任ある行動」に関する決議で設置されたオープン・エンド作業部会（設置期間は2022年から2023年まで）第1回会合が5月に、第2回会合が9月に開催され、宇宙空間において適用される国際法や宇宙空間における責任ある行動又は無責任な行動について活発な議論が行われた。

4月、ハリス米国副大統領は、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験を米国政府は実施しないと表明した。これを受け、日本政府は外務報道官談話を発出し、米国の発表を歓迎し、支持することを表明した。その上で、日本政府としても、責任ある行動に関する規範の形成に向けた国際場裡での議論を積極的に推進していく考えから、9月、上述のオープン・エンド作業部会において米国と同旨の決定を行ったことを表明した。

米国の宣言については、米国や日本を含む同盟国が共同で国連総会第1委員会に、本件を推進する決議を提出し、11月の国連総会本会議において、154か国の賛成を得て採択された。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献するため、途上国に対する国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っている。具体的には2021年5月に国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表し、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を行っている。

イ 各国との宇宙対話・協議

日本は、米国を始めとする主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している（米国との関係については186ページエ参照）。

特に、米国、フランス、EU、インドとの間では、二国間の宇宙対話を定期的を実施し、双方の宇宙政策に関する情報交換のほか、安全保障分野での協力や機関間協力など、様々な意見交換を実施している。

また日米豪印の枠組みでは、2021年9月の日米豪印首脳会談において、宇宙分野に関するワーキンググループを設置し、宇宙分野での協力を進めていくことで一致した。2022年5月の日米豪印首脳会談において、4か国の衛星データ資源へのリンクを集めた「日米豪印衛星データポータル」を公開し、また、豪雨に対応

するための宇宙能力の活用や宇宙の持続可能な利用のための取組を通じて、地域諸国に支援を提供していくことを表明した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)がベトナム科学技術院との共催により、「第28回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAP)」を開催し、宇宙産業の拡大や、今後の持続可能な宇宙活動の推進、社会課題への貢献について議論した。

ウ 国際宇宙探査・国際宇宙ステーション（ISS）

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査計画「アルテミス計画」への参画を決定した。2020年には、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名した。その後、アルテミス合意は署名国を増やし、2022年7月には21か国となった。

また、日米両政府は、アルテミス計画の一環である月周回有人拠点「ゲートウェイ」のための協力に関する了解覚書(MOU)を2020年に締結した。2022年11月には、文部科学省と米国宇宙航空局(NASA)との間で、「ゲートウェイ」協力の詳細を規定した実施取決めに署名した。

さらに、日米両政府は、宇宙の探査及び利用を始めとする日米宇宙協力を一層円滑にするための新たな法的枠組みである「日・米宇宙協力に関する枠組協定」の交渉を進め、2023年1月に署名した。

国際宇宙ステーション(ISS)については、1月、NASAが米国としてISSの運用期間を2030年まで延長することを発表した。日本も11月、他国・機関に先駆けて運用延長への参

加を表明した。

ISSにおいて日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、日本実験棟「きぼう」を活用した実験機会及び超小型衛星の放出機会を宇宙新興国に対して提供している。2022年8月には、モルドバ共和国初の人工衛星である超小型衛星が放出された。また同月、JAXAと九州工業大学、東京大学空間情報科学研究センター、チュニジア側機関の共催で「アフリカ-日本CubeSat協力ワークショップ」が開催され、日本が支援した超小型衛星を通して得た能力や課題についてアフリカ7か国¹³から報告がなされ、衛星技術の蓄積と社会課題解決のための衛星データ利用について議論された。

Ⅱ 宇宙技術を活用した地球規模課題への対応

近年、地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、SDGsの達成などに向けて貢献している。

例えば、8月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）WG1報告書（自然科学的根拠）では、日本の人工衛星を活用した科学論文が多数引用され、日本の地球観測衛星データが活用されるなど、継続的に日本の知見やデータを国際社会に提供している。また、パリ協定の長期目標の達成に向けた世界全体の進捗状況を5年ごとに評価するプロセスであるグローバルストックテイク（GST）に向けた有用な情報として、日本が世界最長の観測実績を有する宇宙からの温室効果ガスの観測成果や、世界78か国の熱帯林を監視する「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）」などの宇宙技術の活用例を国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）に提供した。

また日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ（GSMaP）」

を無償で提供しており、世界141の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに36か国・地域、400回以上の緊急観測要請に対応している。防災関係者を対象にワークショップを開催し、アジア諸国における災害時の衛星データ利活用に係る能力向上にも貢献している。

さらに、新型コロナの世界規模での感染拡大を受けて、JAXA、NASA、欧州宇宙機関（ESA）の3機関で協力し、流行前後の地球環境や経済活動などの状況把握（大都市の二酸化炭素濃度の変化、空港の駐機場や駐車場の変化など）を実施し、解析結果を特設サイトで公開している。

（6）平和維持・平和構築

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連PKOの派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の国家の国造りと持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が国際社会全体の課題となっている。

2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略は、食料・エネルギー価格の高騰による深刻な人道危機を招くなど、世界の経済・社会、安定に大きな負の影響をもたらしている。また、近年では、気候変動が平和と安定に及ぼす影響についても懸念されている。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中、平和構築の取組はますます重要になっている。

13 アフリカ7か国：ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、エジプト、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ

ア 現場における取組**(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）など**

2022年12月末時点で、12の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は8万人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足を受け、国連などの場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション（SPM）を設立し、紛争の平和的解決、紛争後の平和構築、紛争予防といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、30年にわたり計29の国連PKOミッションなどに延べ1万2,500人以上の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年から施設部隊を派遣した。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備、避難民への給水活動や敷地造成などの支援を実施し、2017年5月に活動を終了した。UNMISS司令部においては2022年12月末時点で4人の自衛官が活動し、南スーダンの平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年4月から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員として2人の自衛官を派遣し、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後も、これまでのPKO活動などの実績の上に立ち、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けたODAなどによる協力

長期化する紛争及び多様化する人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止が重要である。中長期的な観点に立って強靱な国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、こうした「人道と開発と平和の連携」の考え方から平和構築支援を進めており、開発協力大綱においても平和構築を重点課題の一つとして位置付けている。最近の主な案件は次のとおり。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などを実施しているほか、国造りを担う人材の育成を支援している。シリアからは、シリア危機によって就学機会を奪われた若者に教育の機会を提供するため、2022年には12人を留学生として受け入れた。また、パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。そのような中、日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」の実施や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、2022年の第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）において、アフリカの人々が安心して暮らせるように、各国と共に、平和で安定したアフリカの実現に向け取り組む考えを示し、「アフリカの角」¹⁴地域の安定、民主主義の定着に向け、新たに「アフリカの角」担当大使を任命することを表明した。アフリカのオー

¹⁴ 「アフリカの角（Horn of Africa）」とは、アフリカ大陸の北東部のインド洋と紅海に向かって「角」のように突き出た地域の呼称で、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる地域のこと

ナーシップを尊重しつつ、人間の安全保障及び平和と安定を阻害する根本原因にアプローチする「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下、民主主義の定着及び法の支配の推進、紛争予防・平和構築、コミュニティの基盤強化に向けた支援などを通して、アフリカ主導の取組を後押ししている。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、アフリカ諸国に対し、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与や、地雷除去支援も進めている。また、2022年11月には、国連平和構築委員会（PBC）の国別会合の対象国であるギニアビサウに対し、UNDPと協力して、汚職防止及び平和の定着に向けた行政における透明性及び責任説明促進のための支援を行うことを決定した。

南スーダンでは、UNMISSへの司令部要員派遣に加え、2018年に署名された「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意（R-ARCSS）」¹⁵を受け、東アフリカの地域機関である政府間開発機構（IGAD）¹⁶などによる和平合意の履行や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、2008年から2022年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,380万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

イ 国連における取組

平和構築の取組の必要性に関する国際社会の認識が高まった結果、2006年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関す

る助言を行うことを目的とするPBCが、安保理及び総会の諮問機関として設立された。PBCは「国別会合」の対象国¹⁷を始めとする国・地域における平和構築の在り方に関する議論に加え、女性・平和・安全保障（WPS）や治安部門改革（SSR）などのテーマに関する議論も行っており、近年は安保理や総会への助言機能を果たす機会が増える傾向にある。日本はPBC設立時から一貫して、PBCの中核である「組織委員会」のメンバーを務めており、制度構築・人材育成に取り組む重要性や、関係するアクター（安保理、総会、PBC等の国連機関、ドナー国、地域的機関、世銀・IMF等の国際金融機関、民間セクター等）の間での連携強化の必要性を発信するなど、積極的に貢献してきている。

また、日本は、2006年に設立された国連平和構築基金（PBF）¹⁸に、2022年12月末まで総額6,130万米ドルを拠出し、主要ドナー国として積極的に貢献してきている。

日本は、2023年1月から2年間の安保理の任期でも平和構築を優先課題の一つとして取り組むこととしており、2022年11月にスペハー国連平和構築支援担当事務次長補が訪日した際にも、林外務大臣から平和構築に一層貢献することを伝達したほか、2023年1月には、安保理の議長として平和構築に関する公開討論を主催した。

ウ 人材育成

（ア）平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課

¹⁵ 「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」

R-ARCSS：Revitalized Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

¹⁶ IGAD：Inter Governmental Authority on Development

¹⁷ ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国

¹⁸ 2006年10月に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争の予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施している。

題となっている。日本は、現場で活躍できる文民専門家を育成する人材育成事業を実施しており、2022年末までに育成した人材は900人を超える。事業修了生はアジアやアフリカ地域などの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。また、これまでに若手人材向けの研修コース（以下初級コース）を修了した約190人のうち80人近くが国際機関の正規職員を務めるなど、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化にも大きく貢献している。2022年には、初級コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とする研修コースを実施した（208ページ コラム参照）。

（イ）各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）に資金を拠出し、自衛隊員等を教官として派遣するなど協力を行っている。これまで、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの8か国312人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。本プログラムの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムに続き2022年8月にはインドネシアで初めて、インドネシアの工兵要員20人に対する訓練を実施した。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野でも救命訓練を開始し、また、2021年からは国連PKO ミッションに遠隔医療を導入するための支援を開始した。2022年6月には、野外衛生救護補助員コース第2回試行訓練をウガンダで

実施し、日本からは自衛隊医官1人を派遣した。重機操作及び医療分野で教官として派遣した自衛官などは延べ298人に上る。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

（7）治安上の脅威に対する取組

良好な治安を確保し、国民の生命などを守ることは、様々な社会経済活動の前提であり、国の基本的な責務である。科学技術の進展、新型コロナウイルスのまん延といった社会情勢の変化もあいまって急速に複雑化、深刻化している国際的なテロや組織犯罪といった治安上の脅威に効果的に対処するためには、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠である。

ア テロ及び暴力的過激主義対策

2019年末以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及し、テロを取り巻く環境にも大きく影響を与えた。テロリストは、ガバナンスの脆弱化、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、新型コロナウイルスの流行を受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続している。さらには、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、さらには、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながり得る違法行為が増加し、これらに対する包括的な対応が緊急の課題となっている。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に則り、これまで、テロ対策能力構築の取組として、国際刑事警察機構（インターポール）のデータベース活用促進やテロ資金対策を実施しているほか、テロの根

コラム

平和構築・開発における
グローバル人材育成事業に参加して

国連世界食糧計画(WFP)フィリピン事務所プログラム・ポリシー担当官
(人道・開発・平和のネクサス)国連ボランティア 高尾涼子

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」研修員の高尾です。同コースの海外派遣制度を通じ、世界最大の人道支援機関であり、2020年にノーベル平和賞を受賞した国連世界食糧計画(WFP)^(注1)のフィリピン事務所で、国連ボランティアとして勤務しています。

フィリピンといえば、日本企業が多く進出しており、セブ島やボラカイ島など観光地の印象が強いかもしれません。一方、ミンダナオ島では、40年以上にわたり武力衝突が続いてきました。2014年に「モロ・イスラム解放戦線(MILF)^(注2)」との間で締結された包括的な和平合意の結果、バンサモロ暫定自治政府が成立し、WFPを始めとする国連機関や各国ドナーが、完全なる自治政府の樹立と平和の定着を目指して様々な支援活動に取り組んでいます。

WFPフィリピン事務所は、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ暫定自治地域(BARMM)^(注3)における平和構築をあらゆる切り口から支援しています。現地調査などによる詳細な紛争要因分析を基に事業を形成するほか、WFPの各事業による平和構築への貢献度を測定する指標を試験的に導入するなどして、実施中の事業の有効性や適切性を確認しています。指標の一つに「紛争配慮(プロジェクトを実施することにより紛争要因を助長していないか配慮すること)」があり、私は講師としてBARMM内を拠点に活動するWFP職員に対し紛争配慮研修を実施し、土地問題や部族間の対立といった紛争要因との向き合い方を指導しながら、共同して緊張状態の緩和策を検討し取りまとめました。現在は、WFPを代表してBARMM政府職員に対しても紛争配慮に関する能力強化研修を実施しており、支援対象者に元MILF戦闘員を含めたり、異なる部族同士の共同活動を促したりすることで、WFPの取組が紛争を助長させることなく、平和構築を加速できるよう助言しています。

また、同事務所は食料安全保障の観点からBARMMの平和構築と開発を支援しています。日本政府の無償資金協力により、WFPは食糧援助を行っているほか、小規模農家及び漁民の生計向上を支援する国際機関連携無償資金協力の実施を進めています。WFPの調査によれば、BARMMにおける紛争要因の一つに生計手段の不足が指摘されており、そこから生じる住民の不満が次の紛争へと繋がる危険があります。このような状況を回避するため、小規模農家や漁民の生産物を市場まで繋げるバリューチェーンの構築を目指し、BARMM政府機関と課題や必要な支援策を議論しているほか、WFPが独自開発したオンライン上で生産者と買手が農業組合を通じ売買できるデジタルアプリ「Farm2Go」の導入を進めています。このアプリを通じて、小規模農家向けの持続可能なビジネス活動を支援しています。Farm2Goの更なる性能向上のため、私は、WFP本部や同アプリを先行導入している他事務所から知見の共有や技術支援を依頼したり、現地のITコンサルタントの雇用及び予算確保を指導したりす



WFP職員に対する紛争配慮研修(筆者スクリーン右)
(写真提供: WFP/Maria Roxanne Nicola)

るなど事業計画・運営全般に携わっています。

WFPは「arms to farms」への転換（農業を通じた元戦闘員の社会復帰支援）を掲げ、包括的な紛争要因分析の下、元戦闘員の社会統合と生計向上及び分断したコミュニティ間の緊張緩和に取り組んでおり、紛争影響下にあるBARMMの平和と開発に貢献できることに大きな喜びとやりがいを感じています。



生計向上支援を受ける元MILF戦闘員（写真提供：WFP/Maria Roxanne Nicola）

（注1）WFP：World Food Programme

（注2）MILF：Moro Islamic Liberation Front

（注3）BARMM：Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao

本原因である暴力的過激主義を防止するため、対話などを通じた穏健な社会の促進や教育を通じた取組の実施、また、刑務所における更生支援のための取組を含む法執行機関の能力構築支援を実施してきた。

新型コロナの流行を受けたテロを取り巻く環境の変化により一層重要性を増したテロ及び暴力的過激主義対策を着実に推進するために、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、インターポール、UNDPなどの国際機関を通じ、各機関の強みをいかしたプロジェクトを実施している。

また、過去17年間にわたり継続して行っている取組として、インドネシアなどからイスラム学校の教師を招へいし、宗教間対話、日本の文化や教育の現場の視察などを行う交流事業がある。2020年、2021年と新型コロナにより実施を見送ってきたが、2022年から同事業を再開した。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献のため、今後も継続して実施していく。

このほか、二国間・三国間テロ対策協議、日米豪印テロ対策机上演習などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認しつつ、実践的な協力を強化してきている。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協

力してテロ対策を推進している。また、テロ対策の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、2015年12月、国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）を設置し、政府一体となった情報収集を官邸の司令塔の下に行っている。シリアで拘束されていた邦人が2018年10月に無事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対応に努めた結果であった。2019年4月のスリランカにおける連続爆破テロに際しては、発生後、直ちにCTU-Jの審議官らを現地に派遣し、情報収集に当たった。海外における邦人の安全確保という重要な責務を全うするため、引き続きCTU-Jを通じた情報収集を更に強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全確保に万全を期していく。

イ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議（通称「コンGRES」）及び犯罪防止刑事司法委員会（いずれも事務局はUNODC）は犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。2021年3月に京都で開催された第14回コンGRES（京都コンGRES）では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会

が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言（京都宣言）が採択されたが、その後も、日本は、リーダーシップを発揮し、UNODCなどと協力しつつ、(1) アジア太平洋地域において刑事実務家が情報共有や意見交換をするプラットフォームとしての「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催、(2) 若者（ユース）たちが自ら議論し、その声を政策に取り入れていくことを目指す「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催、(3) 国際社会による再犯防止の取組を推進するための国連準則の策定への取組を進めている。また、国連犯罪防止刑事司法委員会において京都宣言をフォローアップする決議案を提出し、UNODCが行う京都宣言のテーマ別討論をサポートするなど、京都宣言のフォローアップを積極的に行っている。

また、UNODC及びインターポールへの資金拠出や日・ASEAN統合基金（JAIF）からの資金拠出を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。

㉔ 腐敗対策

持続的な発展や法の支配を危うくする要因として指摘される腐敗への対処に関する国際的な関心が高まる中で、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。9月には、同条約の犯罪化及び法執行（第3章）並びに国際協力（第4章）の規定について日本の

実施状況に関する審査が行われ、ブータン及びリビアからの審査員の来日を受け入れた。また、G20の枠組みで開催される腐敗対策作業部会の活動にも積極的に参加し、監査の役割の強化を含めた腐敗対策の諸分野に関する政治文書の策定に貢献した。そのほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて汚職防止刑事司法支援研修を実施し、開発途上国の刑事司法関係職員的能力構築に貢献している。

OECD贈賄作業部会は外国公務員贈賄防止条約の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

㉕ マネー・ローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。

日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、2021年6月のFATF全体会合において第4次対日相互審査報告書が採択され、同年8月末に公表された。この報告書で指摘された改善事項について、日本は着実に対応策を実行・準備している。

加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策を行っているほか、国連安保理決議第1373号に基づき、また国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、テロリストなどの資産凍結の措置を実施している。3月には、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会が指定した1団体を資産凍結措置の対象として追加した。12月末時点では、合計397個人及び

119団体に対し資産凍結措置を実施している。

才 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内体制を強化し、また、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。例えば、2022年も、JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業を引き続き実施した。さらに、1月からJICAを通じたタイ政府に対する技術協力を実施しており、8月にはメコン地域の人身取引対策関係者のネットワーク強化を目的とした人身取引対策のためのワークショップを開催した。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出

を通じて2022年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行い、また、UNODCが実施する東南アジアや中東向けのプロジェクトにも拠出し、法執行当局に対する研修を始めとする対応能力強化支援を実施した。

日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

力 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、合成薬物の調査や分析、国境における薬物取締り能力強化、薬物に代わる作物の生産などの支援などを行い、世界各地に拡散する不正薬物の対策に取り組んでいる。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

しかし、「核兵器のない世界」への道のりは一層厳しくなっている。核兵器禁止条約を取り巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても立場の違いが見られる。また、5核兵器国¹⁹の首脳が1月3日に発出した「核戦争の防止及び軍拡競争の回避に関する共同声明」では、5核兵器国として初めて、核戦争に勝者はなく、また、核戦争は決して戦われてはならないことが確認されたにもかかわらず、2月24日に始まっ

たロシアによるウクライナ侵略の中では、ロシアにより核兵器の威嚇が行われ、核兵器の実際の使用すらも現実の問題として顕在化するなど、核兵器の惨禍が再び繰り返されるのではないかと懸念が深刻化している。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、被爆地広島出身の岸田総理大臣のリーダーシップの下、「厳しい安全保障環境」という「現実」を「核兵器のない世界」という「理想」に結び付けるための現実的なロードマップの第一歩を示すため、五つの行動を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」を岸田総理大臣自ら提唱したほか、「核兵器のない世界」に向けた

19 米国、ロシア、英国、フランス、中国

国際賢人会議、核兵器廃絶決議の国連総会への提出、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた働きかけ、軍縮・不拡散教育の推進、さらには効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組なども積み重ねることを通じ、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持・強化を進めていく考えである。

なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約である。しかし、現実を変えるためには、核兵器国の協力が必要だが、同条約には核兵器国は1か国も参加していない。そのため、同条約の署名・批准といった対応よりも、日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器国を関与させるよう努力していかねばならず、そのためにも、まずは、「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国である米国との信頼関係を基礎としつつ、現実的かつ実践的な取組を進めていく考えである。

ア 核兵器不拡散条約（NPT）²⁰

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に1度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。

第10回NPT運用検討会議は8月1日から

26日に米国ニューヨークの国連本部において開催された（213ページ 特集参照）。

日本は同会議において意義ある成果が収められるよう、会議開催前から、日本単独の取組として「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」²¹や「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」²²の開催、また日米二国間の取組として、1月の「核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明」の発出、さらには、多国間の取組としてのNPDIやストックホルム・イニシアティブ²³による作業文書の提出など、全力を尽くしてきた。

8月に開催された同会議では、初日に岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席して一般討論演説を行い、「厳しい安全保障環境」という「現実」を「核兵器のない世界」という「理想」に結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」を提唱し、会議において意義ある成果が収められるよう各国に呼びかけた。

その後も、日本は、岸田総理大臣の指示を踏まえ武井俊輔外務副大臣が同会議に出席し、成果文書のコンセンサス採択²⁴に向けてスラウビネン同会議議長や各国代表団への働きかけを行うなどできる限りの努力を続けてきた。

同会議では、最終的にウクライナをめぐる問題を理由にロシア1か国のみが反対し、成果文

²⁰ NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

²¹ 核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、2017年に立ち上げられた会議。日本を含め、立場の異なる国々の有識者17名で構成される。2019年7月までに計5回の会合を行い、具体的な成果物をNPT運用検討会議第2回準備委員会及び第3回準備委員会に提出し、2019年10月にはこれまでの5回にわたる賢人会議の議論を総括する「議長レポート」を発出した。

²² 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」における議論の成果をフォローアップし更に発展させる目的で、核兵器国と非核兵器国の双方を含む各国の政府関係者及び民間有識者の参加を得て、2020年に立ち上げられた会合

²³ 2019年、スウェーデンが立ち上げた、核軍縮に関する問題意識を共有する非核兵器国16か国によるグループ「核軍縮とNPTに関するストックホルム・イニシアティブ」のこと

²⁴ 票決によらず、反対意志の表明がないことをもって採択すること

書のコンセンサス採択に至らなかったが、締約国間の真剣な議論を経て、ロシアを除く締約国間で最終成果文書案が作成されたこと自体には意義があるものと考えている。

会議の閉会後に発出した林外務大臣の談話でも明らかにしているとおり、日本としては、今回の会議について、ロシア1か国の反対により成果文書がコンセンサス採択に至らなかったことは極めて遺憾であるが、日本の考えや提案が最終成果文書案の中に多く盛り込まれたことは

大きな成果であり、今後、国際社会が核軍縮に向けた現実的な議論を進めていく上での土台の一つとなるものと考えている。また、今回の運用検討会議の会期（2026年）やそれに向けた会議プロセス、さらには、日本がNPDIを通じて従来から主張してきた運用プロセス強化のための作業部会の設置が合意されたのは、各国のNPTの維持・強化に向けた意思の表れであり、日本として評価している。

特 集

「核兵器のない世界」へ

—第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議—

.....

第10回NPT運用検討会議は、2020年4月に開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために開催が何度か延期され、結果的には2022年8月1日から26日まで、ニューヨーク（米国）の国連本部において開催されました。

NPTは、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であり、5年ごとに締約国による運用検討会議を開催し、条約の運用状況を振り返り、今後の取組の方向性を決めています。前回の2015年運用検討会議では、当時の岸田外務大臣が一般討論演説において、核戦力の透明性向上、あらゆる核兵器の削減及びそのための将来的な核兵器削減交渉の多国間化、核兵器の非人道性についての認識を通じた国際社会の結束、北朝鮮の核・ミサイル問題などの地域の不拡散問題への対応及び政治指導者や若者による被爆地訪問の意義を訴えました。その後、鋭意交渉が行われたものの、最終的に、主に中東非大量破壊兵器地帯の設置構想^(注)をめぐる関係国間の溝が埋まらず、最終文書を採択することなく終了しました。

今回の会議は、従来からの核軍縮をめぐる国際社会の深い分断に加え、ロシアによるウクライナ侵略などにより、更に厳しい状況での開催となりました。こうした状況から、会議開催当初は最終成果文書を果たしてまとめることができるのか、見通しは決して明るいものではない中で、岸田総理大臣は強い危機感を持って、日本の総理大臣として初めてNPT運用検討会議に出席し、一般討論演説を行いました。岸田総理大臣は、演説において、「核兵器のない世界」への道のりが更に厳しいものとなる中、NPT体制の維持・強化が国際社会全体にとっての利益であることを指摘し、その共通目的のために各国が協力すべきであると訴え、また、各国と共にNPTの守護者としてNPTをしっかりと守り抜いていくとの決意を表明しました。その上で、「厳しい安全保障環境」という「現実」を「核兵器のない世界」という「理想」に結び付ける現実的なロードマップの第一歩として、「ヒロシマ・アクション・プラン」に取り組んでいくべきことを訴えました。これは、NPTに対する日本の強いコミットメントと「核兵器のない世界」に向けた日本の決意を国際社会に示すこととなりました。同じく一般討論演説を行ったプリンケン米国国務長官は「岸田総理大臣の出席は非常に力強いメッセージである。」と述べるなど、日本の力強いコミットメントの表明は、会議を通して各国から高い評価を得ました。



NPT運用検討会議で一般討論演説を行う岸田総理大臣（8月1日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

また、岸田総理大臣の指示を踏まえ、8月21日から26日の会議最終日まで、武井外務副大臣が同会議に出席し、最終成果文書案のコンセンサス採択に向けて、最後の最後まで建設的な対応を各国に呼びかけるなどしました。

最終的にはロシア1か国が最終成果文書案に合意できないと表明し、コンセンサスは成立しませんでした。しかし、岸田総理大臣が表明した「ヒロシマ・アクション・プラン」を始め、日本の主張には多くの国から支持・評価が得られ、日本が提出した軍縮・不拡散

教育共同ステートメントに過去最大となる88か国が賛同し、また、核兵器の不使用の継続の重要性やグローバルな核兵器数の減少傾向の維持の重要性など、日本の考えや提案が最終成果文書案の中に多く盛り込まれました。このことは、日本として大きな成果であり、今後、国際社会が核軍縮に向けた現実的な議論を進めていく上での土台の一つとなるものと考えます。また、次回の運用検討会議の会期やそれに向けた会議プロセス、さらには、日本が軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）を通じて従来から主張してきた運用プロセス強化のための作業部会の設置が合意されました。このことは、各国のNPTの維持・強化に向けた意思の表れです。

会議後も、日本は「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿って具体的取組を進めています。9月の国連総会の際には、岸田総理大臣が共同議長を務め、包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ会合を初めて首脳級で開催し、CTBTの普遍化と早期発効に向けた強いコミットメントを打ち出しました。10月には、国連総会第一委員会に対し、「ヒロシマ・アクション・プラン」の内容を踏まえた核兵器廃絶決議案を提出し、核兵器国である米国、英国及びフランスを含む多数の国々からの支持を得て採択されました。また、12月には被爆地・広島において、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第1回会合を開催し、オバマ元米国大統領を始めとする各国の現職・元職の政治リーダーの参加も得て、「核兵器のない世界」に向けた率直かつ忌憚^{きたん}のない議論が行われました。

2023年の夏には、2026年開催予定の第11回NPT運用検討会議に向けた第1回準備委員会が開催されます。政府として、「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿って、「核兵器のない世界」の実現に向けた、現実的かつ実践的な取組を一歩ずつ、粘り強く着実に更に進めていきます。

〔注〕中東地域における核兵器などの大量破壊兵器のない地帯（非大量破壊兵器地帯）の創設を目指す試み

イ 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議

岸田総理大臣は1月の施政方針演説で、核兵器国と非核兵器国、さらには、核兵器禁止条約の参加国と非参加国からの参加者が、それぞれの国の立場を超えて知恵を出し合い、また、各国の現職・元職の政治リーダーの関与も得て、

「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な道筋^{かっ}について、自由闊達な議論を行う場として国際賢人会議の立上げを表明した。

第1回会合は12月10日及び11日に広島において開催され、白石隆座長（熊本県立大学理事長）を含む日本人委員3名のほか、核兵器国、非



「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議
(12月10-11日、広島市 写真提供：内閣広報室)

核兵器国などからの外国人委員10名の計13名の委員、また、「開催地の有識者」として小泉崇・広島平和センター理事長が対面参加した。

開会セッションでは、武井外務副大臣が歓迎の辞を述べつつ岸田総理大臣の挨拶を代読し、その後、政治リーダーとしてオバマ元米国大統領、シュタインマイヤー・ドイツ大統領、アルバニー・オーストラリア首相、グテーレス国連事務総長、モゲリーニ欧州大学院大学学長（前欧州連合（EU）外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長）、エルバラダイ元国際原子力機関（IAEA）事務局長、また、今次会合への対面参加がかなわなかった委員であるマルティ元インドネシア外相からのビデオメッセージがそれぞれ紹介された。

10日及び11日の2日間にわたり、委員は四つのセッションを通じ、核軍縮を取り巻く現下の国際情勢や安全保障環境についての分析を行い、核軍縮を進める上での課題、核軍縮分野で優先的に取り組むべき事項や同会議の今後の議論の進め方などについて自由闊達な議論を行った。

また、委員は被爆の実相についての認識を深めるため、被爆者（八幡照子氏）による被爆体験講話に出席し、また、原爆死没者慰霊碑への献花及び平和記念資料館視察を行った。

最後に閉会セッションで、岸田総理大臣は、同会議において、厳しい「現実」を「理想」に

近づけていくための具体的な方策について更に議論を深め、次回NPT運用検討会議も見据え有益な成果を達成いただくことを期待していると述べた。

ウ 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）²⁵

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国で構成）は、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。8月にニューヨークで開催された第11回NPDIハイレベル会合には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席し、会合後に共同声明が発出された。同声明はロシアによるウクライナに対する侵略や緊張を高める行動はNPT体制を始めとするグローバルな軍縮・不拡散の取組を著しく損ねるものであると強く非難しつつ、NPDIとしてNPTの実施を強化するために必要な、継続的かつハイレベルの政治的リーダーシップ及び外交上の対話の促進にコミットし続けるとの決意を表明している。

また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議プロセスに計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計18本の作業文書を提出するなど、現実的かつ実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。特に第10回NPT運用検討会議に向けて、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、最終成果文書に盛り込むべき要素を提案する作業文書（「ランディングゾーン・ペーパー」）を提出し、最終成果文書案にはNPDIがこの作業文書で提案した要素が多く盛り込まれた。最終的に同会議の成果文書はコンセンサス採択には至らなかったが、NPDIがこれまで提案してきたNPTの運用プロセス強化のための作業部会の設置が全会一致で合意された。

25 NPDI：Non-Proliferation and Disarmament Initiative

工 国連を通じた取組（核兵器廃絶決議）

日本は、1994年以降、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示するため核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2022年の決議案においては、8月のNPT運用検討会議の議論を踏まえ、日本として、「核兵器のない世界」を実現する上での現実的かつ実践的な取組の方向性を示す必要があるとの認識の下、同会議で岸田総理大臣が提唱した「ヒロシマ・アクション・プラン」の内容を踏まえつつ、核兵器の不使用の継続や透明性の向上、被爆の実相への理解向上のための軍縮・不拡散教育の重要性などを国際社会に呼びかけることに焦点を当てた。同決議案は、10月の国連総会第一委員会で139か国、12月の国連総会本会議では147か国の幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国、英国及びフランスのほか、NATO加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条約推進国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案のほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、例年国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

オ 包括的核実験禁止条約（CTBT）²⁶

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。

岸田総理大臣は、8月のNPT運用検討会議



CTBTフレンズ首脳級会合でスピーチする岸田総理大臣
(9月21日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室)

の一般討論演説において、CTBTフレンズ会合²⁷の初となる首脳級での開催を発表した。同会合は9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中に開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣は、会合冒頭を実施したステートメントにおいて、8月のNPT運用検討会議の際に提唱した「ヒロシマ・アクション・プラン」に触れつつ、CTBTの発効は同プランを進めていく上で重要な一歩であるとした上で、CTBTの普遍化及び早期発効並びに検証体制の強化の重要性を訴えた。また、会合では、中満泉国連事務次長兼軍縮担当上級代表、フロイド包括的核実験禁止条約機関準備委員会（CTBTO）事務局長、CTBTOユースグループ代表に加え、CTBTフレンズのメンバー国からニーニスト・フィンランド大統領などが、また、そのほかの出席国からアザリ・コモロ大統領、パロリン・バチカン国務長官、アーダーン・ニュージーランド首相などがステートメントを実施し、共同声明が採択された。

カ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約²⁸

（FMCT：カットオフ条約）²⁹

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そ

²⁶ CTBT：Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

²⁷ CTBT発効促進の機運を維持・強化する観点から、2002年に日本、オーストラリア、オランダが立ち上げたグループ（メンバー国は日本、オーストラリア、オランダ、カナダ、フィンランド、ドイツ）。これまでに計9回、外相会合を開催した。

²⁸ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

²⁹ FMCT：Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

のものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぎ、また、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議（CD）では長年にわたり交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年に、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定され、日本は同グループでの議論に積極的に参画している。同グループでは、第1回会合（2017年8月）及び第2回会合（2018年6月）における議論を経て、将来の条約の概要について考え得るオプションや交渉において考慮すべき事項を提示する内容を含む報告書が採択され、同報告書は2018年の第73回国連総会に提出された。また、上記の核兵器廃絶決議においても、FMCTの交渉の即時開始や核兵器国に対する核兵器用核分裂性物質（FM）生産モラトリアムの宣言又は維持の要請が盛り込まれている。日本としては、引き続きFMCTの議論に積極的に貢献していく。

キ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム³⁰を通じた各国若手外交官などの広島及び長崎への招へい、海外での原爆展の開催支援³¹、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達するため積極的に取り組んでいる。

岸田総理大臣は、8月のNPT運用検討会議の一般討論演説において、国連に1,000万米ドルを拠出して「ユース非核リーダー基金」を設けることを表明した。これは核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国から若手政策決定者や研

究者などの未来のリーダーを日本に招き、被爆の実相に触れてもらい、日本を含め、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークを作ることを目的としている。また、日本は同会議で、軍縮・不拡散教育の重要性について訴える軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを実施し、過去最高となる89か国・地域（日本を含む。）の賛同を得た。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から2022年までに国内外の500人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。

ク 将来の軍備管理に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵器削減条約（新START）が延長された。同条約は米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものであり、日本は同条約の延長を歓迎した。しかし、2022年8月にはロシアは、全てのロシア関連施設を一時的に査察対象から除外するとの声明を発出し、また、11月には同月に予定されていた二国間協議委員会（BCC）の延期を米国に通告した。2023年1月には米務省はロシアが新STARTを遵守しているとは認定できないとする議会報告書を米国議会上院に提出した。同年2月、プーチン大統領は、年次教書演説において、新STARTの履行停止を発表した。こうした動きの中で、岸田総理大臣は2月24日のG7首脳テレビ会議において、プーチン大統領が新STARTの履行を停止すると述べたことなどに言及し、「核兵器のない世界」の実現及び安全保障の確保の両面から、日

³⁰ 1983年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施している。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

³¹ 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク（米国）、ジュネーブ（スイス）及びウィーン（オーストリア）で常設原爆展が開設されている。

本としてロシアのこうした対応を深刻に懸念していると述べた。

また、核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要である。その観点から、日本は様々なレベルでこの問題について関係各国に働きかけを行ってきている。例えば、2022年1月21日に発出した「核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明」や5月23日に発出した日米首脳共同声明では、中国による核能力の増強に留意し、中国に対し、核リスクを低減し、透明性を高め、核軍縮を進展させるアレンジメントに貢献するよう要請している。

また、上記の核兵器廃絶決議においても、軍拡競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確認することが盛り込まれている。

（2）不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。今日の国際社会においては、新興国の経済成長に伴い、それらの国における兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力が増大し、また、流通形態の複雑化を始めこれら物資などの調達手法が巧妙化している。また、新技術の登場を背景として、民間の技術が軍事転用される可能性が高まっており、脅威

となり得る兵器やその関連物資・技術の拡散リスクが増大している。このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルール維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱として不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、(1) 保障措置、(2) 輸出管理、(3) 拡散に対する安全保障構想（PSI）³²の三つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）³³と国家との間で締結される保障措置協定に従って行われる検証活動である。日本はIAEAの指定理事国³⁴としてIAEAに対する支援を始め、様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるとの考えの下、各国の保障措置に対する理解や実施能力を高め、より多くの国が追加議定書（AP）³⁵を締結するよう、各国への働きかけを進めている。

12月には、アジア太平洋地域における保障措置の強化を目指すアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）の第13回年次会合がベトナムで開催され、日本は、能力構築などを通じた国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況に関して議論を主導するなど、地域・国際的な保障措置強化の取組にも積極的に参加している。

5月には、2020年2月に続き、グロッシェIAEA事務局長を外務省賓客として日本に招待し、岸田総理大臣への表敬や林外務大臣との会談などを通じて、北朝鮮、イランなどの不拡散問題やIAEA保障措置の強化について、日本とIAEAとの間で一層協力していくことを確認し

³² PSI : Proliferation Security Initiative

³³ IAEA : International Atomic Energy Agency

³⁴ IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

³⁵ NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書（AP）の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためにより強化された権限がIAEAに与えられる。2022年12月時点で、140か国が締結している。

た。その際、日本は、IAEAを通じたウクライナ支援の取組として、機材調達やIAEA専門家の派遣に対し、総額200万ユーロの支援を表明した。

日本は、IAEA総会や理事会などにおいて、深い知見と経験を有するグロッシーIAEA事務局長を最大限支援しつつ、ほかの加盟国と協力してIAEAの役割強化に引き続き取り組んでいる。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う上で有益な取組である。現在、国際社会には四つの輸出管理の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）、ミサイル³⁶に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）があり、各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。日本は



グロッシーIAEA事務局長による岸田総理大臣表敬
(5月20日、東京 写真提供：内閣広報室)

このような国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、核不拡散分野における国際貢献の観点から、NSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジームを補完するものとして、拡散に対する安全保障構想（PSI）³⁷の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18」³⁸を主催するなど、各国及び関係機関の間の連携強化などに努めている。2022年8月には米国主催訓練に参加した。

さらに、日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議（ASTOP）³⁹やアジア輸出管理セミナー⁴⁰を開催している。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議

³⁶ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、2022年12月時点で、143か国が参加している。

³⁷ 大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討するための取組で、2003年に発足。2022年12月時点で、107か国がPSIの活動に参加・協力している。2014年から、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国が、アジア太平洋ローテーション訓練として1年ごとに訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練、2012年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合（OEG）をそれぞれ主催したほか、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

³⁸ 横須賀市、房総半島沖海空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

³⁹ 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2020年12月に第16回協議をオンラインで開催し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論した。

⁴⁰ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。

第1540号⁴¹に関し、アジア諸国による同決議の履行支援のため日本の拠出金が活用されるなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

北朝鮮は、2022年には、日本の上空を通過するものや複数の大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルを含め、前例のない頻度と態様で、31回、少なくとも59発に及ぶ弾道ミサイルの発射などを行った。このような、事態を更に悪化させる弾道ミサイル発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であり、かつ、国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、到底看過できない。9月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせるものであり、豊溪里近郊^{フンゲリ}の核実験場における坑道の復旧は深刻な問題であると指摘し、また、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であり非常に遺憾であると指摘した。さらに、同月のIAEA総会では、同報告に基づいた決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。日本も、8月のNPT運用検討会議や9月のIAEA総会など、機会をとらえて北朝鮮の核問題への対処の重要性を国際社会に積極的に発信

した。こうした国際社会の取組にもかかわらず、その後も北朝鮮は前例のない頻度と態様で弾道ミサイルの発射を繰り返している。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国や国連やIAEAなどの国際機関と緊密に連携し、また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本は積極的に貢献していく。

イランは2018年にトランプ前米政権が包括的共同作業計画(JCPOA)⁴²から離脱して以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続しており、2020年1月、JCPOA上のウラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払うことを発表した。2021年に入ってから1月に20%の濃縮ウランの製造、2月に追加議定書(AP)を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、4月には60%の濃縮ウランの製造を開始した。また、同年8月には20%までの濃縮金属ウランの製造が確認された。

日本としては、国際的な不拡散体制の強化に資するJCPOAを一貫して支持してきており、米国及びイラン双方によるJCPOAの復帰に向けた関係国の取組を注視している。また、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低

⁴¹ 2004年4月採択。全ての国に対し(1)大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、(2)テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び(3)大量破壊兵器拡散を防止する国内管理(防護措置、国境管理、輸出管理など)の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務)を設置した。

⁴² イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

〈イラン側の主な措置〉

●濃縮ウラン活動に係る制約

・稼働遠心分離機を5,060機に限定
・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など

●アラク重水炉、再処理に係る制約

・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

減させていることを強く懸念し、イランに対し、累次にわたり、JCPOAを損なう措置を控え、JCPOA上のコミットメントに完全に返るよう求めている。

こうしたJCPOAの履行や一連の保障措置問題（イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題）を協議するため、グロッシェIAEA事務局長は、3月にイランを訪問し、両者の間で、保障措置問題の解決に向け、6月の理事会まで取るべき措置を定めた共同声明を発出した。しかしながら、5月末に発出されたIAEA事務局長報告では、イラン側からの技術的な説明が不十分であることから、未解決のままであることが明記された。こうした状況を踏まえ、6月の理事会では、イランに対し、解決に向けたIAEA事務局長の呼びかけに直ちに응じるよう要請する内容の決議が採択された。さらに11月の理事会でも、解決に向けてイランが取るべき具体的な行動を決定し、事務局長に対し、2023年3月までに本件に係る報告書の発出を要請する内容の決議が採択された。日本としては、これまでもイランに対するIAEAの取組を支持してきており、引き続きイランに対して、IAEAと完全に協力するよう強く求めていく。日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイルに関する議論にも貢献していく。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、日本としてはこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定書を署名・批准し、実施することが重要である。2022年8月に開催されたNPT運用検討会議においても、日本はシリアによる保障措置協定不遵守に関する共同ステートメントに参加した。同ステートメントは、シリア国内の原子力関連施設と北朝鮮国内の施設の類似性を指摘するIAEAの評価に言及している。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」については、国際的な協力が進展している。2007年に核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約、2015年に核物質の防護に関する条約の改正がそれぞれ発効し、また、2010年から2016年の間に核セキュリティ・サミットが4回開催された。2020年にIAEAが開催した「核セキュリティに関する国際会議」では、日本から政府代表として、若宮健嗣外務副大臣が閣僚会合に出席し演説を行うなど日本も取組に積極的に参加し、貢献してきている。

2022年3月、ウィーンにおいて、核物質の防護に関する条約の改正後初となる、運用検討締約国会議が開催され、条約の妥当性や実施状況を確認した。日本は、今後も、人材育成及び技術開発分野でIAEAをサポートし、国際的な核セキュリティ強化に貢献していくことを表明した。

2022年3月2日及び3日、ウィーンにおいて、ロシアによるウクライナ侵略を受けた原子力安全、核セキュリティ及び保障措置上の影響に関するIAEA特別理事会が開催された。同理事会においては、各国から、チョルノービリ原子力発電所を始めとするウクライナ内の原子力関連施設におけるロシアの攻撃などの行為について、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の観点から非難や懸念などが表明された。同理事会で賛成多数で採択された決議は、ウクライナにおけるロシアの行為が原子力施設及び民間人の安全に対して深刻で直接的な脅威をもたらしていることに遺憾の意を表明し、ウクライナが原子力施設の安全な操業を確保できるようロシアに対してこのような全ての行為を即座に停止するよう求めている。さらに9月及び11月のIAEA理事会においても、決議が賛成多数で採択された。これらの決議には、ロシアがウクライナの原子力施設に対するあらゆる行為を即座に停止するべきという理事会の求めに応じて

コラム

原子力技術と国際安全保障 —IAEAの現場から—

国際原子力機関(IAEA)保障措置局実施B部 部長 桐生みはる

.....

昨今、イランの核問題やウクライナ情勢などで、国際原子力機関（IAEA）^(注1)の名前を報道で見かけることが多くなりました。世界情勢が原子力活動に及ぼす影響、IAEAが関与すべき国際安全保障上の問題が増えている現状があるといえます。

IAEAは、原子力の平和的利用を促進し、同時に原子力が軍事的目的で利用されないことを確保することを目的に1957年に設立された機関です。グロッシー事務局長の指揮の下、IAEAは世界を取り巻く安全保障問題や環境問題、開発などの諸問題に対して、その果たすべき役割を見極め、いち早く行動に移しメンバー国に寄与しています。

イランの核問題については、2015年にイランと米国など6か国^(注2)及び欧州連合の間でイランの原子力活動に関する包括的共同作業計画（JCPOA）^(注3)が合意され、国連の安全保障理事会で決議が採択されました。JCPOAはイランの原子力活動を大幅に制限することに対し経済制裁を解除するというもので、IAEAはイランがその計画に沿った活動を行っているか検認するという重要な役割を果たしていました。しかし、米国のトランプ前政権によるJCPOAからの離脱とその後の米国による対イラン制裁の再開を受けて、イランは、2019年5月からJCPOA上のコミットメントを段階的に停止する対抗措置をとり始め、2021年2月には、抜き打ち査察を可能にしていた追加議定書の履行などを停止、現在、IAEAの検認は当初の合意内容と比べて限られた範囲のみ実施されている状況です。また、IAEAは申告されていない場所でウランの存在が検出されたことについてイランに説明を求めています。いまだ解決されておらず、グロッシー事務局長は懸念を表明しています。



ザポリジヤ原発でのIAEA ミッションチーム
(9月、ウクライナ 写真提供：IAEA)

ロシアによるウクライナ侵略においては、原子力施設の安全と核セキュリティ確保について、IAEAは早い段階から懸念を表明し、専門家を原子力施設に送り状況を評価させたり、必要な機器の供与など技術支援を行ったりしているほか、砲撃を受けているザポリジヤ原発には専門家グループを継続的に常駐させ、原子力安全や核セキュリティに係る状況をリアルタイムでモニターし報告できる体制をとっています。事務局長が自らロシアとウクライナに赴き、原子力安全・核セキュリティ保護区域（nuclear safety and security protection zone）を設けることを働きかけ

続けています。そしてIAEA保障措置協定で定められた査察などの活動は紛争中においても続けており、保障措置下にある核物質が平和目的のために使用され、また原子力施設が申告通りに使用されていることを確認し続けています。

北朝鮮の核開発問題、シリアの未申告の原子炉建設がIAEA保障措置協定の違反であるというIAEAの評価に関連した問題、原子力潜水艦の保有計画に対するIAEA保障措置の在り方など、国際社会を取り巻く安全保障上の懸念や諸課題にもIAEAは重要な責務として取り組んでいます。

ほかにも、“Atoms4Climate”^(注4) プロジェクト、“Rays of Hope”^(注5) プロジェクト、“NUTEC Plastics”^(注6) プロジェクト、“ZODIAC”^(注7) プロジェクトなど幅広い分野で深刻な問題を抱えているメンバー国に寄与しています。

これらの活動には、物理、化学や原子力工学などの専門性の高い技術的知識とそれぞれの分野での経験が必要です。私は日本で国内の原子力施設の安全や保障措置を担当し、その後、IAEAでは査察官としてイランの原子力活動の検証などに従事し、現在は、100人近くのスタッフと共に100か国以上の保障措置を担当しています。IAEAにおいては、原子力安全や保障措置などの専門家が国際安全保障の一翼を担っており、関連分野の専門的な知識・経験をいかす就労機会があることも知っていただけると幸いです。



部長就任後初めての部会議で課長たちと共に（IAEA本部にて・筆者中央）（9月、オーストリア・ウィーン）

（注1） International Atomic Energy Agency

（注2） 英国、フランス、ドイツ、米国、中国、ロシア

（注3） Joint Comprehensive Plan of Action

（注4） 気候変動問題の解決に原子力技術が寄与できるということをテーマに活動

（注5） がん治療を世界中全ての人にというコンセプトの下に放射線医療の機会が少ない地域をサポート

（注6） プラスチック問題に立ち向かうため放射線の技術を利用したプラスチックのリサイクルや海洋モニタリングなどを実施

（注7） コロナなどのウイルス、バクテリア、寄生虫、菌類などを由来とする疾患に対する準備と技術力強化をサポート

いないことへの重大な懸念を表明すること、ウクライナ当局がザポリジヤ原子力発電所の安全かつ確実な運転を確保するために同発電所の完全な管理を回復することができるよう、また、IAEAが保障措置活動を完全かつ安全に行うことができるよう、ロシアに対し求めること、さらに、ザポリジヤ支援ミッションや同原発におけるIAEA職員の継続的な駐在などを通じた、ウクライナにおける原子力安全、核セキュリティ及び保障措置への影響に対処するためのIAEA事務局長などの取組を支持することなどが盛り込まれている。日本としても、原子力施設の占拠を含むロシアによる侵略を強く非難しており、ウクライナにおける原子力施設の安全などの確保に向けたIAEAの取組を引き続き後押ししていく。

（3）原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、同条約で、不

拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景に、原子力発電⁴³を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、（1）保障措置、（2）原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び（3）核セキュリティの「3S」⁴⁴の確保が重要である。また、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原発」という。）事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、2013年、IAEAは日本と協力し、福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、2022年12月までに26回、国内外の関係者を対象とし

⁴³ IAEAによると、2023年1月時点で、原子炉は世界中で423基が稼働中であり、56基が建設中（IAEAホームページ）

⁴⁴ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

て、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は、困難な作業の中に、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとの協力も得ながら、着実に進展している。2021年4月、日本政府はALPS処理水⁴⁵の処分に関する基本方針を公表し、7月には、日本政府とIAEAとの間で、ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力の枠組みに関する付託事項（TOR）が署名された。このTORの下、IAEAがALPS処理水の安全性や規制面についてのレビューを行う事業の実施に向け、協力が進められている。また、2022年5月にはグロッシーIAEA事務局長が訪日し、東京電力福島第一原発の視察を行い、「私たちIAEAは、処理水が太平洋に放出されるときに、それが国際的な基準に完全に適合した形で実施され、放出は環境にいかなる害も与えることはないと確認できるでしょう」と発言した。さらに、IAEAが選定した国際専門家を含めた第三者の立場による安全性と規制面のレビュー（評価）を2月と3月に受け、IAEAはそれぞれに対する報告書を4月と6月に公表した。11月には2回目の安全性のレビューが行われ、同IAEA事務局長は、レビュー後に「2022年2月の最初のミッションでのタスクフォースの指摘はしっかりと検討され、日本の計画の改訂に反映されている。」と発言した。今後も、引き続きIAEAのレビューが行われる予定である。

7月には、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）のハース前議長及びメットカーフUNSCEAR事務局長一行が訪日し、東京電力福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書の改訂版として2021年3月に公表した「UNSCEAR 2020年/2021年報告書」について、日本政府や地元

住民、関係者などと意見交換を行った。なお、同報告書内では「福島県民の健康被害で、事故による放射線被ばくに直接帰因すると思われるものは記録されていない。」と結論付けている。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるとの観点から、日本政府は、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、原則毎月1回の在京外交団を始めとする関係団体及びIAEA向けの現状の通報や、原発事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催（2022年は2月、3月、5月、6月、7月、11月に実施）、在外公館を通じた情報提供などを行っている。

日本政府は、今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、引き続き高い透明性を持って説明を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく協力を始めとする技術協力活動や平和的利用イニシアティブ（PUI）などを通じてIAEAの活動を積極的に支援している。2021年度には海洋プラスチックごみ問題に対処する事業へ、2022年度には放射線がん治療の事業などへ拠出した。

⁴⁵ ALPS処理水とは、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。さらにALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されることが想定されている。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要となる法的枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2022年10月時点で、日本は、発効順で、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、米国、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドの14か国・1機関との間で二国間原子力協定を締結している。

（4）生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）⁴⁶は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けて取組が進められてきた。

2022年11月28日から12月16日までジュネーブで開催された第9回運用検討会議において、BWC強化策を議論する作業部会の設置などの内容を含む最終報告書がコンセンサスで採択された。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）⁴⁷は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）⁴⁸が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

（5）通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援において、積極的な活動を行っている。

⁴⁶ BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は184か国（2022年12月時点）

⁴⁷ CWC : Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国（2022年12月時点）

⁴⁸ OPCW : Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきた。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策メカニズムに対し、200万米ドルを拠出し、2022年には、同基金を通じた小型武器対策事業がカメルーン、ジャマイカ、南スーダンにおいて開始された。

イ 武器貿易条約（ATT）⁴⁹

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な取引などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、締約国会議などでの議論に積極的に参加し、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢献している。さらに日本は、ATTの普遍化も重視しており、特にアジア諸国に対し、ATT加入に向け働きかけてきている。

ウ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）⁵⁰

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器

の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合が開催されており、2019年には同会合においてLAWSに関する指針11項目が作成され、同年11月のCCW締約国会議において正式承認された。日本はこうした国際的なルール作りに関する議論に積極的かつ建設的に貢献してきており、2022年3月の専門家会合において米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国と共に「原則とグッドプラクティス」提案を共同で提出した。他国からも多くの作業文書が提出され、3月及び7月の政府専門家会合、11月のCCW締約国会議において活発な議論が行われた。

また、CCWなどで議論されていた人口密集地における爆発性兵器（EWIPA）に関して、2022年、アイルランド主導により有志国による政治宣言が取りまとめられた。11月に行われた採択式には、日本から吉川ゆうみ外務大臣政務官が出席し、ステートメントを行うなどした。

エ 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）⁵¹締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働

⁴⁹ 武器貿易条約（ATT：Arms Trade Treaty）の2022年12月時点の締約国は112か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

⁵⁰ 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW：Convention on Certain Conventional Weapons）の2022年12月時点の締約国は126か国・地域

⁵¹ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2022年12月時点の締約国数は、日本を含め164か国・地域

きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

11月にジュネーブで開催されたオタワ条約第20回締約国会議において、日本は、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を紹介し、また、対人地雷のない世界を目指し、今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。また、同条約の「国際協力と支援の強化」委員長として、地雷被害国への国際支援促進に尽力した。

オ クラスター弾⁵²

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施⁵³している。また、クラスター弾に関する条約（CCM）⁵⁴の締約国を拡大する取組も継続しており、2022年8月に開催されたCCM第10回締約国会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

5 国際連合（国連）における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、現在、世界のほぼ全ての国（2022年12月現在193か国）が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。国連安全保障理事会（安保理）の非常任理事国を加盟国中最も多く務めるなどして、国際社会の平和と安全の維持のため主要な役割を果たしてきたのは、その重要な例である。こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面（マネジメント）への関与を行ってきたほか、国連を舞台として活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている（315ページ 第4

章第1節2（1）参照）。国連を21世紀にふさわしい効率的かつ効果的な組織としていくことは喫緊の課題であるため、日本は引き続き安保理を始めとする国連改革に積極的に取り組んでいる。

(2) 2022年の主要行事

9月、第77回国連総会ハイレベルウィークが3年ぶりに完全な対面形式で開催され、岸田総理大臣と林外務大臣が出席した。

岸田総理大臣は一般討論演説において、国連の理念実現のための日本の決意として、(1) 安保理を含む国連の機能強化、(2) 国際社会における法の支配を推進する国連の実現、(3) 新たな時代における人間安全保障の理念に基づく取組という三つの柱を表明し、これらの実現のため、各国の声に真摯に耳を傾け、国連及び多国間主義への日本の強いコミットメントを示していく考えを述べた。

岸田総理大臣は、ほかにも三つの会合に出席

⁵² 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

⁵³ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

⁵⁴ クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。締約国数は、日本を含め110か国・地域（2022年12月時点）

した。国連女性機関（UN Women）主催の「HeForSheサミット」⁵⁵では、「HeForSheチャンピオン」として、「女性の経済的自立」が「新しい資本主義」の中核であり、全ての女性が自ら選んだ道を歩んでいくことが重要と述べた。包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ首脳級（ハイレベル）会合では、CTBTの普遍化及び早期発効、検証体制の強化の重要性を訴えた。また、バイデン米国大統領主催のグローバルファンド⁵⁶第7次増資会合に出席し、グローバルファンドによる保健システムの強化が将来のパンデミックへの備えやユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献するとし、国際社会が一丸となって取組を加速させる必要があると述べ、今後3年間で最大10.8億ドルの拠出を行うことを表明した。

岸田総理大臣は、同機会に各国首脳との間で、首脳会談を6回、懇談を5回行い、ロシアによるウクライナ侵略への対応など国際場裡における様々な課題及び二国間関係について意見交換を精力的に行った。

また、ニューヨーク滞在中、日本食文化発信レセプションに出席したほか、ニューヨーク証券取引所（NYSE）でのスピーチを通して、日本の経済・財政政策について有識者や企業関係者に対して直接説明し、日本の魅力を積極的に発信し、日本への投資を呼びかけた。加えて、NYSE幹部及び米国企業幹部と意見交換を行い、東京証券取引所とNYSEの協力覚書（MOU）締結に立ち会った。

林外務大臣は、G7外相会合、国連安保理改革に関するG4外相会合、日米韓外相会合など計8回の多国間会合に出席し、15回のバイ会談を行ったほか、首脳会談に2回同席するなど、積極的な外交を展開した。各国との会談などで



国連総会議場で一般討論演説を行う岸田総理大臣
（9月20日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

は、岸田総理大臣の一般討論演説を踏まえ、安保理改革を含め国連全体の機能を強化し、国連への信頼回復を図ることや法の支配を徹底することを中心に議論した。さらに、ウクライナや中国・北朝鮮などの地域情勢に関する連携を確認し、食料・エネルギー安全保障、UHCなどに関する日本の立場を国際社会に発信した。

また、林外務大臣はクールシ国連総会議長と会談し、総会の機能強化と総会議長のリーダーシップを後押ししていくと述べた。

8月には、グテーレス国連事務総長が来日し、広島において平和記念式典に出席したほか、岸田総理大臣と会談を行った。岸田総理大臣は、日本は唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」の実現に向け国際社会の取組をリードしていくと述べ、双方は「核兵器のない世界」に向けて引き続き緊密に連携していくことで一致した。岸田総理大臣は、同月のNPT運用検討会議の機会でもグテーレス国連事務総長と会談を行っている。

2月以降のロシアによるウクライナ侵略と安保理における2度のロシアの拒否権行使を受け、2023年2月までに6回の国連総会緊急特別会

⁵⁵ 「HeForSheサミット」とは、ジェンダー平等の実現に向けた取組への男性の関心・関与を高めることを目的に、UN Womenが実施する「HeForSheキャンペーン」の一環として、政府や民間企業、教育機関、非営利団体の男性リーダー及び関係者が参加するイベント。「HeForSheチャンピオン」とは、同キャンペーンで選出された各界の男性リーダーのこと

⁵⁶ グローバルファンドとは、2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年に設立された官民連携パートナーシップ。開発途上国における三大感染症（エイズ、結核、マラリア）対策及び保健システム強化に対する資金協力をを行い、SDGs達成に向けた取組に貢献している。感染症対策支援の主要機関である。日本は歴代5位となる累積約43億米ドル（2022年時点）の貢献を行っている。



広島平和記念資料館において、芳名帳へ記帳を行う岸田総理大臣とグテーレス国連事務総長（8月6日、広島市 写真提供：内閣広報室）

合が開催され、いずれの会合でも総会決議が採択された（25ページ特集「ロシアによるウクライナ侵略と日本の対応」参照）。日本はこれら決議の共同提案国になり、ロシアに対し、国際社会の圧倒的な声に耳を傾け、決議を実施するよう発言した。

（3）国連安全保障理事会（国連安保理）、 国連安保理改革

ア 国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国（任期2年）から構成される。日本は6月に行われた安保理非常任理事国選挙で当選を果たし、2023年1月から2年間、加盟国中最多となる12回目の非常任理事国を務める。2023年1月の議長月の際には、林外務大臣がニューヨークを訪問し、議長として法の支配に関する閣僚級公開討論を開催した。また、平和構築に関する常駐代表級の会合も主催した。国連安保理で扱われる議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロへの対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでおり、近年は気候変動や食料安全保障などの新しいテーマも徐々に取り上げられている。PKOや国連特別政治ミッション（SPM）の活動内容を定める権限も持つ。



安保理非常任理事国選挙に出席する小田原潔外務副大臣 一当選の瞬間一（写真左）（6月9日、米国・ニューヨーク）

常任理事国であるロシアによるウクライナ侵略や安保理決議への度重なる違反を繰り返し、日本、地域、国際社会の平和と安全を脅かす北朝鮮の核・ミサイル活動に対し、安保理が有効に機能できていない現状にある中、日本は2年間の理事国任期を通じ、各国との緊密な意思疎通と対話により、安保理がその本来の役割を果たすよう協力しつつ、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化を目指していく。また、中東・アフリカなどの地域情勢、気候変動など地球規模課題に対する対応についても積極的に議論に貢献していく考えである。これまでの任期で貢献してきたように、安保理の効率性・透明性向上といった安保理の手續の改善にも引き続き取り組んでいく。

イ 国連安保理改革

国連発足後75年以上が経ち、国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、ほとんど変化していない。2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、安保理ではこれを非難する決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行使により採択されず、安保理で協調した対応がとれなかった。このことは、安保理が現在の国際社会が求める機能を十分に果たしていないことを如実に示した。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び

代表性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行ってきている。

ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。2022年は、2月から5月にかけて5回の会合が実施された。6月下旬、第76回会期の作業を第77回会期に引き継ぐ決定が、2021年に引き続き「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。10月、クールシ第77回国連総会議長は、2021年より1か月程度早く、政府間交渉の共同議長にクウェートとスロバキアの国連常駐代表を任命した。新たな体制の下、今後の議論の進展が注目される。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組も重視している。林外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークの際に行われたG4外相会合に出席した。G4外相会合では、ロシアによるウクライナ侵略などにより、国連が中核的役割を担って形成されてきた国際秩序の根本が動揺しているという問題意識の下、安保理改革をめぐる現状認識を共有し、今後の方向性について議論した。林外務大臣より、国連への信頼を回復する観点から、安保理に対する不満と期待が入り混じる国も多いことも念頭に、安保理改革を国連全体の機能強化の文脈に位置付け、総会や事務総長の役割強化などの取組と共に改革の機運を高めていくことを提起した。G4外相は、安保理改革実現に向け、政府間交渉における文言ベースでの交渉開始に向けて総会議長と緊密



会談前のG4外相（9月22日、米国・ニューヨーク）



国連安保理改革に関するG4外相会合（9月22日、米国・ニューヨーク）

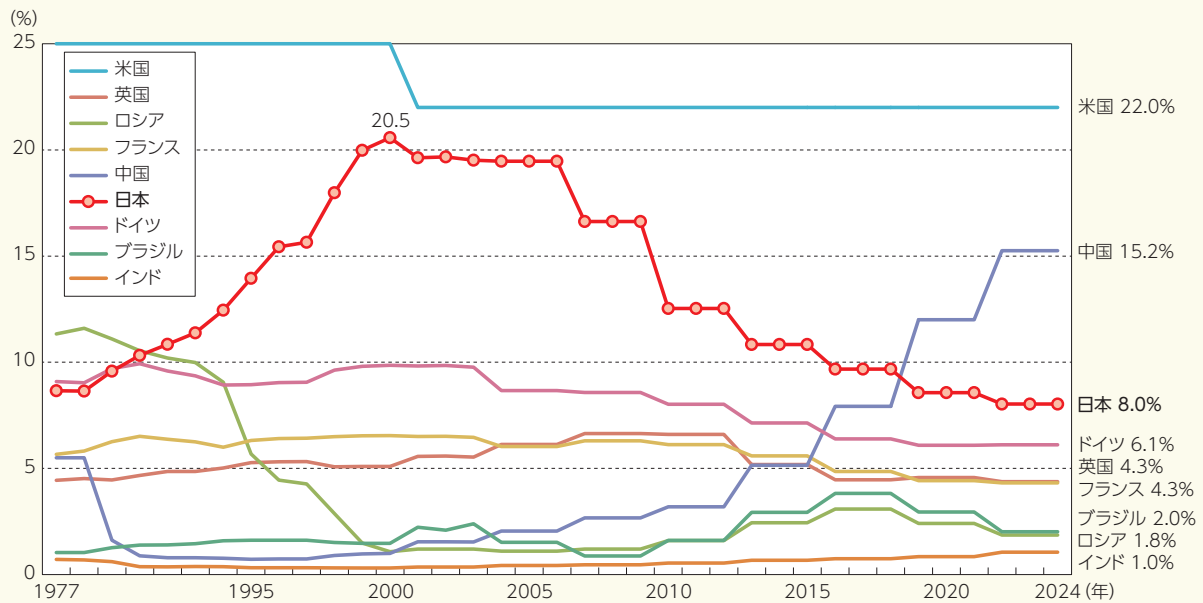
に協力し、アフリカや米国などの関係国との連携に向けた方途を議論し、早期に具体的成果を目指すことで一致した。12月14日には、山田賢司外務副大臣が、安保理改革を含む多国間主義改革に関する安保理公開討論に出席し、安保理改革は可能であることを訴え、モメンタム向上に努めた。日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

（4）国連の組織面（マネージメント）

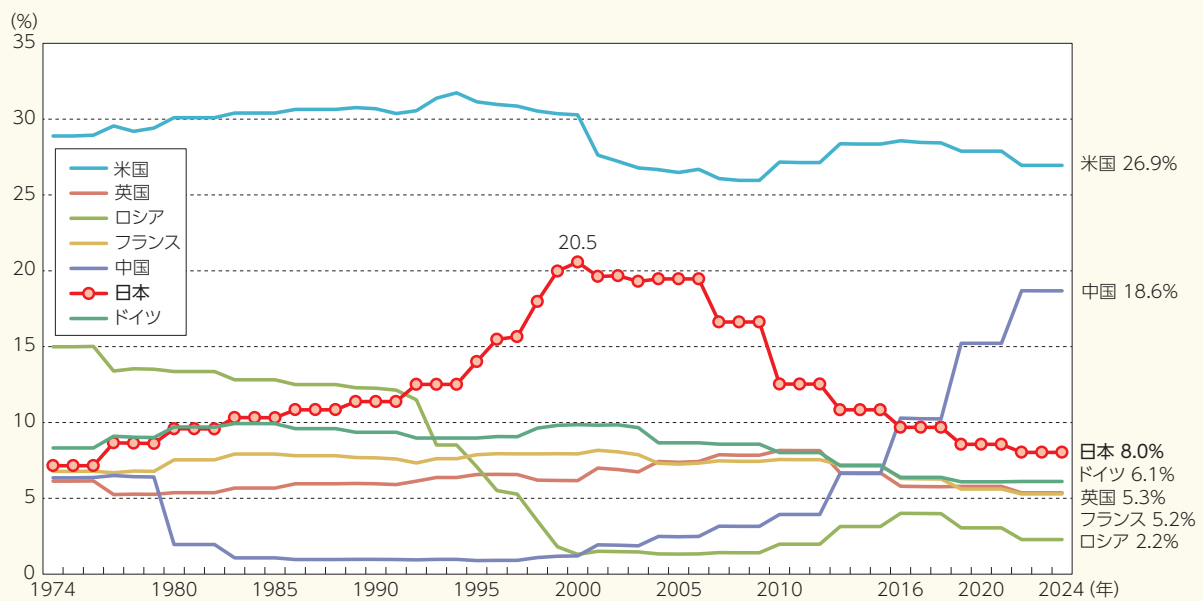
ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発と共に国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、事務局機能の効率化・効果向上に引き続き取り組んでいる。また、2021年に「我々のコモンアジェンダ」報告書を発出し、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案し、提言実現のために加盟国な

■ 主要国の国連分担率の推移



■ 主要国のPKO分担率の推移



どで議論が実施されている。日本は、改革の目的を支持し、国連が一層効率的・効果的に任務を果たすよう求めてきている。

イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から12月までの1か年予算。2020年から2022年まで試験的に導入された。）と、

PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

通常予算については、2022年12月、国連総会において、2023年予算として約34億米ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2022年6月に2022年から2023年度の予算が承認され、予算総額は約64.5億米ドル（前年度最終予算比約1.2%増）となった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2022年通常予算分担金として約2億3,076万米ドル、2022/23年PKO分担金として約5億1,833万米ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行っている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに改定されており、2021年末に改定された日本

の分担率は、米国、中国に次ぐ8.033%（2022年-2024年）となった。

また、国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会がある。二つの委員会は個人資格の委員から構成される総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、総会に勧告を行う一方、分担金委員会は、総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、国際社会の平和と安定に資するものであり、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。国際社会においては、法の支配の下、力による支配を許さず、全ての国が国際法を誠実に遵守しなければならず、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは決して認められてはならない。日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。

（1）日本の外交における法の支配の強化

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認しているほか、様々な分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献している。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力しているほか、

法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。

ロシアによるウクライナ侵略により国際秩序の根幹が揺るがされる中、法の支配を強化することは一層重要性を増している。9月に行われた国連総会での一般討論演説の中で、岸田総理大臣は、1970年に国連総会で採択された「国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言」（友好関係原則宣言）も踏まえ、三つの基本原則、すなわち、(1)「力による支配」を脱却し国際法の誠実な遵守を通じた「法の支配」を目指すこと、(2) 特に、力や威圧による領域の現状変更の試みは決して認めないこと、(3) 国連憲章の原則の重大な違反に対抗するために協力することの重要性を強調し、国際社会における法の支配を促進する国連の実現に向けた決意を表明した。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するため、国連の主要な司法機関である国際司法

裁判所（ICJ）⁵⁷の強制管轄権を受諾⁵⁸しているほか、人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本は国際刑事裁判所（ICC）⁵⁹、常設仲裁裁判所（PCA）⁶⁰への最大の財政貢献国（PCAについては、2022年12月末時点）であり、人材面では、2022年現在、ICJの岩澤雄司裁判官（2018年から現職）、国際海洋法裁判所（ITLOS）⁶¹の柳井俊二裁判官（2005年から現職）、ICCの赤根智子裁判官（2018年3月から現職）などを輩出し、国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている（235ページ コラム参照）。また、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じて、国際裁判機関などでインターンシップを行う日本人を積極的に支援している。

同時に、国際裁判に臨む体制を一層強化するため、国際裁判手続に関する知見の増進を図り、主要な国際裁判で活躍する国内外の法律家や法律事務所との関係強化などを通じて国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。経済分野においても、近年、世界貿易機関（WTO）⁶²協定、経済連携協定（EPA）⁶³及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっている中でWTO協定などに基づく紛争の処理に当たり、関係各省庁や外部専門家（国内外の法律事務所・学者など）とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応を行っているほか、判例・学説の分析や紛争予防業務などの取組も進めており、紛争処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化している。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際的なルール形成は、法の支配の強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めているほか、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）⁶⁴や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議（HCCH）⁶⁵、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）⁶⁶、私法統一国際協会（UNIDROIT）⁶⁷などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委員（任期は2009年から2022年まで。上智大学名誉教授）が「大気の影響」の議題の特別報告者として、大気環境の保護に関するガイドライン草案の採択に導くなど、ILCにおける審議への参加を通じて長きにわたり国際法の発展に貢献した。2023年からは、浅田正彦同志社大学教授・京都大学名誉教授がILC委員を務める（任期は2023年から2027年まで）。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。例えば、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事（学習院大学教授）が「デジタル資産と私法」に関する作業部会の議長を務め、デジタル金融をめぐる最先端の議論に貢

57 ICJ : International Court of Justice

58 ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて73か国が宣言しているにとどまる（2023年2月末時点）。

59 ICC : International Criminal Court

60 PCA : Permanent Court of Arbitration

61 ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

62 WTO : World Trade Organization

63 EPA : Economic Partnership Agreement

64 ILC : International Law Commission

65 HCCH : Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit

66 UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

67 UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

献している。UNCITRALにおいても、構成国拡大や紛争解決の分野におけるプロジェクトを提案して実現させるなど、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

㊦ 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行っており、また、次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している（2022年に第23回を開催）。これに加え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）⁶⁸に対して、議論に建設的に参画し、人材面・財政面で協力している。

（2）海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。そのため、日本は「海における法の支配の三原則」（（1）国家は法に基づいて主張をなすべきこと、（2）主張を通すために力や威圧を用いないこと及び（3）紛争解決には平和的な事態の収拾を徹底すべきこと）を主張してきている。例えば、2021年10月の第16回東アジア首脳会議（EAS）で、岸田総理大臣は、インド太平洋を自由で開かれた海とすることは、我々の共通の利益であると指摘した。

海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約（UNCLOS）⁶⁹である。同条約は、

日本を含む167か国（日本が国家承認していない地域を含む。）及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域を含む分野に関する同条約の規定は、慣習国際法として確立していると広く受け入れられており、また、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有されている。今後、一層複雑化し多岐にわたる海洋の問題に対応していく上で、包括的な、かつ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの目的を達成するため、UNCLOSに基づきいくつかの国際機関などが設置されている。海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年、海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出している（現在は柳井裁判官（任期は2023年9月末まで））。大陸棚限界委員会（CLCS）⁷⁰は、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設置以来、委員を輩出し続けているなど（現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授（任期は2028年6月15日まで）、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構（ISA）⁷¹では、2022年に3回開催された理事会において、深海底の鉱物資源の開発に関する規則について審議が行われたほか、関連の基準及びガイドラインの策定作業が行わ

68 AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

69 UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

70 CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

71 ISA : International Seabed Authority

コラム

海洋紛争の平和的解決と法の支配

元駐米国日本国大使、国際海洋法裁判所裁判官 柳井俊二

海をめぐる国家関係は、1982年に採択され、「海の憲法」とも呼ばれる国連海洋法条約により規律されています。この条約は領海の幅を12海里までとし、200海里の排他的経済水域（EEZ）を創設し、沿岸国に広い大陸棚を認めるなど、国家の海洋領域を拡大しました。一方、国家の領域を越える深海底とその鉱物資源は「人類の共同の財産」として国際的に管理することとしました。この海洋法の下では、EEZや大陸棚の境界画定、海洋資源、航海などに関する紛争の多発も予想されたため、既存の国際司法裁判所及び仲裁裁判に加えて海洋法に特化した国際海洋法裁判所（ITLOS^(注)）がハンブルク（ドイツ）に設置されました。



筆者

私は2005年、故山本草二先生に続く2番目の日本人裁判官としてITLOS裁判官に就任し、3年間の所長職を含め18年近く務めてきました。ITLOSは創設後約四半世紀の間に31件の海洋紛争を扱い、国際紛争の平和的解決と海における法の支配に貢献し、また、その判例を通じて海洋法の漸進的発達にも貢献しています。ITLOSは、深海底や漁業に関する海洋法の規定の解釈を明確化する勧告的意見も出しています。ITLOSの判決が紛争当事国に特に歓迎された一例は、バングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定紛争です。両国の30年以上にわたる交渉は不調に終わりましたが、ITLOSは約2年3か月で解決しました。

ITLOSの裁判官としての経験で、強く感じたことが二つあります。その一つは、21人の裁判官の間にある連帯感、共通の目的意識です。事件の審理に当たり、当初色々な意見が出て收拾不能に見えますが、議論を進めるうち、多数意見が集約されてきます。これは、色々な意見はあっても、裁判官たちは目の前の紛争につき最善の解決をしようとする気持ちで一致しているからだと思います。

今一つ感じたことは、法律的な考え方や論理は共通だということです。21人の裁判官は、すべて別の国の出身者で、それぞれの背景にある文化、言語、法体系などは異なっています。それにもかかわらず、法律的な意見が論理的に明確である限り、お互いの意思疎通に全く支障がありません。

ITLOSなどをもっと活用して紛争を平和的に解決し、海における法の支配を確立することが国際社会にとって大変重要な課題だと思います。



ITLOSにおける口頭弁論の様子（筆者上段左から2番目）

(注) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

れた。日本は自国の立場が同規則などに反映されるよう交渉に積極的に参画しており、また、以前から、深海底技術に関する開発途上国の能力構築を支援し、深海底の秩序作りを主導してきている。さらに、2018年以降、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下に新たな国際約束を作成するための政府間会議が開催されており、2022年8月の第5回会合を含め、日本は引き続き積極的に議論に参加している。

（3）政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。米国との間では、1月に在日米軍駐留経費負担（「同盟強靱化予算」）に係る特別協定に署名し、同協定は国会の承認を得て4月に発効した。また、一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める円滑化協定については、1月にオーストラリアとの間で署名し、2023年1月に英国との間で署名した。さらに、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める交換公文並びに防衛装備品及び技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。移転される防衛装備品などの取扱いについて、3月8日にウクライナとの間で自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文に署名（同日に発効）し、タイとの間で5月2日に防衛装備品及び技術移転協定に署名（同日に発効）した。原子力分野においては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有する研究炉などで発生した使用済燃料の再処理をフランスにおいて実施することを可能とするため、6月15日にフランスとの間で使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文に署名（同日に発効）した。

（4）経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引き続き重要である。2022年も、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行った。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定（EPA）などの交渉に積極的に取り組んだ。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）⁷²について、英国の加入に向けた交渉を加入作業部会の議長として積極的に進めたほか、日EU・EPAについては、10月に「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることについて正式交渉を開始した。また、6月には、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書（日米貿易協定改正議定書）に署名し、2023年1月に発効した。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図り、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、海事、航空、保健、労働、郵便などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、労働分野では、7月に強制労働の廃止に関する条約（第百五号）を批准し、郵便分野では、2018年及び2021年に万国郵便連合（UPU）⁷³で作成されたUPU憲章の追加議定書などの関連文書を2022年6月に締結した。

（5）刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大

⁷² CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

⁷³ UPU : Universal Postal Union

な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2022年現在、分担金全体の約15%を負担している。加えて、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、2022年現在は赤根前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が裁判官を務めている。予算財務委員会においても、播本幸子氏が委員を務めるなど、人材面においても、ICCの活動に協力している。ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっており、日本は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、

これらの課題に積極的に取り組んでいる。3月には、ウクライナの事態に関するICCの捜査への支持を明確にする観点から、日本は、アジアで唯一の国として同事態をICCに付託した(25ページ特集「ロシアによるウクライナ侵略と日本の対応」参照)。さらに、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約(協定)⁷⁴、犯罪人引渡条約⁷⁵及び受刑者移送条約⁷⁶の締結を進めている。5月に国際協力に係る多国間の枠組みであるサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書に署名したほか、8月にベトナムとの間で刑事共助条約が発効した。

7 人権

現在、世界各地における人権状況への国際的関心が高まっているが、人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。日本としては、人権は、普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると認識している。また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて、日本はこの分野において、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間での対話や国連など多数国間のフォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話も通じて、世界の人権状

況の改善に向けて取り組んでいる。

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、1年を通じてジュネーブで会合が開催され(年3回の定期会合、合計約10週間)、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。5月及び11月に、それぞれウクライナ及びイランの人権状況に関する特別会合が開催され、両国の人権状況の調査実施などを含む決議が採択された。日本は、これまで、理事国を5期(直近では、2019年10月の選挙で当選し、2020年1月から2022年12月まで)務めている。

2月及び3月に開催された国連人権理事会第49会期のハイレベル・セグメントでは、中谷

74 捜査、訴追その他の刑事手続について他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

75 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

76 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

元総理大臣補佐官（国際人権問題担当）がステートメントを実施した。その中で、中谷総理補佐官は、ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難し、国際人道法を含めた国際法上の義務の履行を強く求めた。また、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の早期解決の重要性を訴えた。さらに、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、「ビジネスと人権」、子どもに対する暴力撲滅、ハンセン病差別撤廃、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現、女性の人権の保護推進といった分野における日本の直近の取組を紹介した。同会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は15年連続）。この決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないことへの深刻な懸念、さらには、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供などに言及する内容となっている。

6月の第50会期においては、オランダが47か国を代表して新疆ウイグル自治区を中心とする中国の人権状況に懸念を示す共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加した。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムであり、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行わ

れている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第77会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された（採択は18年連続）。同決議は、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を始めとしたこれまでの決議内容を重ねて言及し、さらには、北朝鮮が被害者及びその家族の声に真摯に耳を傾け、被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供、関係者との建設的な対話を行うよう強く要求する内容となっている。また、同会期では、カナダが50か国を代表して新疆ウイグル自治区を中心とする中国の人権状況、特に新疆ウイグル自治区における人権侵害に深刻な懸念を示す共同ステートメントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに参加した。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

ウ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の

実施を通じた人権デュー・ディリジェンス（人権DD）⁷⁷ 導入推進

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」の履行に向けて2020年に政府が策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の下、企業活動における人権尊重の促進に取り組んでいる。その一環として、「ビジネスと人権」の普及のため、国際会議への出席や外国政府との協議を通じて、積極的に日本の取組発信や知見の共有に取り組んでいる。また、企業における人権尊重の取組を後押しするため、9月には業種横断的な人権

⁷⁷ 人権デュー・ディリジェンス：企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと

デュー・ディリジェンスに関するガイドラインを政府として策定した。その直後には、中谷総理補佐官がベトナム及びタイを訪問し、タイで開催された国際機関主催の地域フォーラムへの参加や、両国政府関係者及び現地関係機関との対話を通じて、同ガイドライン策定を含む日本の取組について発信を行った。さらに、日本企業へのガイドラインの普及・啓発及び人権デュー・ディリジェンス実施支援として、国際機関への拠出を通じた支援事業や、海外セミナーの開催などに積極的に取り組んでいる。引き続き、関係府省庁と連携しつつ、ステークホルダーと継続的に対話を行いながら、「行動計画」の着実な実施に取り組んでいく。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

6月、ニューヨークの国連本部で開催された第39回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した寺谷広司氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）が当選を果たした。また、日本が締結している人権諸条約のうち、障害者権利条約及び自由権規約に関して、それぞれ8月及び10月に国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査が行われ、日本は、各条約の委員会との間で建設的な対話を行った。

イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。11月にはアジア太平洋国際人道法地域会合に参加した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。

(3) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れている。2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れ、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せることを可能とした。

その後、難民を取り巻く国際情勢の大きな変化や国際社会の動向を踏まえ、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するとの観点から、日本は、2019年6月、新たな枠組みでの第三国定住による難民の受入拡大を決定した。具体的には2020年度から、難民の出身国・地域を限定することなくアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族を、年1回から2回、60人の枠内で受け入れることとした。

2020年度は、国内外における新型コロナの感染状況を踏まえて、難民の受入れが延期されたが、2022年3月に再開され、2010年度から2022年末時点までに合計74世帯229人が来日した。

来日した難民は生活のための語学習得や就職支援サービスを受けるなど、6か月間の定住のための研修を受ける。研修を終えた者は、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。当初、首都圏の自治体を中心に定住を実施してきたが、難民問題への全国的な理解を促進することなどの観点から、2018年以降は、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めている。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中心となって取り組んできたが、アジアで開始したのは日本が初めてである。

8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

新型コロナの拡大やロシアによるウクライナ侵略による一層の世界経済の悪化は、女性の貧困化のみならず、DV、人身取引、児童婚などジェンダーに基づく暴力の増加をもたらしたほか、紛争下においては紛争関連性的暴力など、特に女性・女兒に深刻な被害を及ぼし、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにした。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進は国内外の平和と繁栄の最重要課題の一つとして位置付ける必要があり、より平和で繁栄した社会を実現していく上で女性・女兒を様々な施策の中心に位置付けることが不可欠である。その意味で、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会においてますます重要となっている。また、紛争下の性的暴力を防止し、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組に積極的に貢献することは国際社会の一員である日本にとっても重要である。こうした中で、第5次男女共同参画基本計画にも明記したとおり、日本は、今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。

(1) G7

6月に開催されたG7エルマウ・サミットの首脳宣言では、フェミニスト開発・外交・貿易政策の精神の下、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることが言及された。また、G7のコミットメントを継続的に監視するため、教育、雇用・社会保障、起業、リーダーシップ、健康・福祉、開発協力基金の分野から12の指標を選定し、G7及びEUの国内・域内ジェンダー平等の進捗を図表化した「ジェンダー・ギャップに関するG7ダッシュボード」

が承認された。開発に関しては二国間ODAに占めるジェンダー関連取組の割合増加に向けた努力がコミットされた。さらに、無償のケア労働についての認識・削減・再分配について言及されたほか、保育奨励基金への7,900万米ドルの支援が盛り込まれた。また、10月には3年ぶりとなるG7男女共同参画担当大臣会合が開催され、小倉将信女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が出席した。

(2) G20

8月、G20インドネシア議長国下で、G20では2回目となる女性活躍担当大臣会合がバリで開催され、小倉女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣がオンラインで「デジタル分野におけるジェンダー格差」のセッションに参加した。11月のG20バリ・サミットで発出されたバリ首脳宣言では、女性及び女兒が新型コロナのパンデミックやそのほかの危機によって不均衡に影響を受け続ける中、包摂的な回復及び持続可能な開発のための取組の中核に、ジェンダー平等と女性の活躍を位置付けるというコミットメントを再確認した。

(3) 国際女性会議 WAW!

日本は、女性の活躍推進のための日本の取組を国内外に発信し、女性をめぐる様々な課題について、政治、経済、社会分野の第一線で活躍する国内外のトップリーダーが議論する場として、2014年から国際女性会議WAW!を開催している。6回目となったWAW! 2022は、2019年3月以降、約3年ぶりに開催され、初のハイブリッド形式（対面とオンラインを組み合わせた形式）で開催した。WAW! 2022では、「新しい資本主義に向けたジェンダー主流化(WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism)」をメインテーマに、



国際女性会議 WAW! 2022 でスピーチするヨハネソン・アイスランド大統領(左)及びパフス国連女性機関(UN Women)事務局長(右) (12月3日、東京)



国際女性会議 WAW! 2022 での議論の様子 (12月3日、東京)

若者や地方からの参加も得てジェンダー平等が実現され、平和で繁栄した社会作りに向けた意見交換が行われた (243ページ 特集参照)。

(4) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、JICAや国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

ア 教育支援・人材育成

2021年7月に開催された世界教育サミットで、茂木外務大臣がビデオメッセージで、5年間で15億米ドル以上の教育支援を表明、また少なくとも750万人の途上国の女子に対する質の高い教育及び人材育成の機会の提供の支援を表明した。2022年9月に開催された第77回

国連総会において、岸田総理大臣は、人への投資を重視しつつ人材育成や能力構築に力を入れること、また、教育チャンピオン⁷⁸に就任し、国連変革教育サミットの成果も踏まえて人づくり協力を進めることを表明した。

イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、パキスタンにおいて低所得層の女性家内労働者の生活改善支援や、ベトナムにおいて女性のニーズに応じた金融サービスなどの提供促進支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、メコン地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力と連携強化を支援し、さらに、南スーダンやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の生存者の保護や自立支援を行う協力及びジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマとした研修を12か国から参加者を得て実施した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉^{えん}及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC)⁷⁹ 事務

⁷⁸ 9月、岸田総理大臣は、アントニオ・グテーレス国連事務総長の要請を受け、国際社会において教育を推進するリーダーの役割を担う初代教育チャンピオンに就任した。

⁷⁹ SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

2022年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約50万米ドルの財政支援を行い、コンゴ民主主義共和国における紛争関連性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力の被害者に対して、新型コロナ対策、法的支援などを行っている。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏を中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）⁸⁰に対し、2022年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計600万ユーロを拠出した。また、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。12月の国際女性会議WAW! 2022には、ムクウェゲ医師がオンラインで登壇した。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

（4）国連における取組

ア 国連女性機関（UN Women）との連携

日本は、2013年に約200万米ドルだった拠出金を、2022年には約1,380万米ドルにまで増額し、UN Womenとの連携を強化している。とりわけ、開発途上国の女性・女兒に対し、新型コロナからの予防のための啓発活動、新型コロナ下における生計支援や起業支援などの経済的なエンパワーメント、また、ジェンダーに基づく暴力の被害女性に対する支援などに取り組んでいる。このほか、紛争、自然災害の影響を受けた女性、女兒に対する生活必需品の提供、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワーメント支援も実施している。9

月、岸田総理大臣は、ジェンダー平等の実現に向けた取組への男性の関心・関与を高めるためのUN Womenのキャンペーン活動であるHeForSheのチャンピオン（ジェンダー平等の実現に向けた取組への男性の関心・関与を高めることを目的にUN Womenが実施する「HeForSheキャンペーン」で選出された各界の男性リーダー）に就任した。

イ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会（23人で構成（個人資格））（CEDAW）⁸¹に委員を輩出している。3月、ウェビナー「女子差別撤廃条約を知っていますか？」を開催し、秋月弘子女子差別撤廃委員会委員をモデレーターに迎え、4か国の現役委員が女子差別撤廃条約の内容及びその遵守の意義について講演及び議論を実施した。

ウ 国連女性の地位委員会（CSW）⁸²

3月に開催された第66回国連女性の地位委員会（CSW66）は、新型コロナの感染拡大を受け、対面とオンラインのハイブリット開催となった。会議では、「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメントの達成」を優先テーマに議論が展開された。日本からは、野田聖子女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、一般討論、閣僚級円卓会合において、ビデオメッセージ形式でステートメントを述べた。

エ 女性・平和・安全保障

（Women, Peace and Security : WPS）

日本は引き続き、第2次「女性・平和・安全保障行動計画」（女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議

⁸⁰ GSF : Global Survivors Fund (Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence)

⁸¹ CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

⁸² CSW : United Nations Commission on the Status of Women

の履行に向けた行動計画)に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野に貢献しているほか、実施状況のモニタリング及び評価として報告書を策定している。日本国内では12月に開催したWAW!

2022の分科会の一つでWPSを取り上げ「女性の平和・安全保障への参画」と題し、紛争下の性的暴力の防止や、PKOへの女性の参画、また和平交渉など女性が平和構築へ参画することなどについて議論した。

特集

国際女性会議WAW! 2022の開催

—WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism(新しい資本主義に向けたジェンダー主流化)—

12月3日、日本政府主催の「国際女性会議WAW(ワウ)! 2022」が開催されました。約3年ぶりの開催となったWAW! 2022では、ハイブリット形式で全国22か所のサテライト会場と東京会場をつなぐ新たな試みを行い、26か国から119人が登壇するなど、国や地域・世代を超えた人々の参加が実現しました。

新型コロナの拡大による影響や昨今の世界情勢により、現在、国際社会においてジェンダー平等の重要性が再認識

されています。そこで、WAW! 2022では、「WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism(新しい資本主義に向けたジェンダー主流化)」をメインテーマに、男女の賃金格差から、女性の平和・安全保障への参画、女性と防災まで、幅広く包括的に議論を行うため、10の分科会と、地方や若者をテーマとした二つの特別セッションを設置しました。

開会挨拶では、岸田総理大臣から、「新しい資本主義」の推進に向けた「ジェンダー主流化」の重要性を強調し、WAW!での議論が、誰しものが生きがいを感じられる社会の実現のための契機となることを期待すると述べました。続いて、グドゥニ・ヨハネソン・アイスランド大統領及びシマ・サミ・バフス国連女性機関(UN Women)事務局長が基調講演を行いました。ヨハネソン大統領からは、ジェンダー・ギャップ指数^(注)第1位のアイスランドにおけるジェンダー平等に向けた取組や、男性の関心や関与の拡大の重要性について、また、バフス事務局長からは、世界におけるジェンダー分野の課題と共に、ジェンダー平等実現のための具体的方策についての提起がありました。



開会挨拶を行う岸田総理大臣(12月3日、東京)



ハイレベル・ラウンドテーブル登壇者(12月3日、東京)

ハイレベル・ラウンドテーブルでは、マイア・サンドゥ・モルドバ大統領、バトムフ・バトツェツェグ・モンゴル外相、マサゴス・ズルキフリ・シンガポール社会・家庭振興相、小倉将信女性活躍担当大臣、森まさこ内閣総理大臣補佐官(女性活躍担当)、山田賢司外務副大臣らが登壇し、「ジェンダー主流化」を推進するための取組について各国の知見が持ち寄られたほか、登壇者の多くから、ジェンダー平等の実現は女性のみならず、社会全体にとって有益である点が指摘されました。

10の分科会及び二つの特別セッションでは、有識者、企業家、次世代の担い手である若者など、様々な立場からの意見が集まり、各分科会の若者世代が報告者となり、クロージング・セッションにおいて議論の内容を提言の形で報告しました。例えば、意思決定プロセスへの女性の参画について議論した分科会では、初等教育からの継続的かつ意味のあるジェンダー教育をカリキュラムに導入することについて、また、女性と防災の関係を議論した分科会からは、平時から女性や女児の強靭性を強化することを防災対策の一環とすることなどの提言がありました。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師がオンラインで参加した平和・安全保障への女性の参画に関する分科会では、平和・安全保障政策及び外交政策におけるジェンダー主流化促進の必要性が強調されました。さらに、特別セッション「若者たちの声を聴く：未来への提言」からは、若者の政治参画がしやすくなるような仕組み作りなどの提言がありました。



分科会9「女性の平和・安全保障の参画」の様子
ノーベル平和賞受賞者のデニ・ムクウェゲ医師がオンライン登壇（12月3日、東京）

(注) ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が毎年発表する各国における男女格差を測る指数（Gender Gap Index：GGI）。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の四つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。